

國會參議院法務委員會會議錄第八号 第百九十二回

平成二十八年十一月十七日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動
十一月十六日

補欠選任

十一月十七日
小川敏夫君 猶口邦子

補欠選任
猪口邦

出席者は左のとおり。

理 事

三

委員

文
員

朝日健太郎君	厚生労働大臣官房審議官	中井川 誠君
猪口 邦子君	厚生労働省職業安定局次長	大西 康之君
古川 俊治君	厚生労働省職業能力開発局長	宮野 茂一君
丸山 和也君	経済産業大臣官房審議官	三田 紀之君
元榮太一郎君	○政府参考人の出席要求に関する件	本日の会議に付した案件
柳本 卓治君	○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)	○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)
有田 芳生君	○	○
石橋 通宏君	○	○
小川 敏夫君	○	○
仁比 聰平君	○	○
高木かおり君	○	○
系数 慶子君	○	○

○委員長(秋野公造君) 外国人の技能実習の適正化をめぐる実施及び技能実習生の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○石橋通宏君 民進党・新緑風会の石橋通宏です。

今日は法務委員会で質問の機会をいただきました。先週の厚生労働委員会との連合審査で質問に立たせていただきましたて、大臣ともいろいろやり取りをさせていただきました。そのとき、恐らくやがて最後の質問になるだろうなと申し上げたんですねが、今日またこうして法務委員会で機会をいただ

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよなら
う決定いたします。

○委員長(木村公造君) 政府参考人の出席要請に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(秋野公造君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、小川敏夫君及び猪口邦子君が委員を辞任され、その補欠として石橋通宏君及び朝日健太郎君が選任されました。

回国会衆議院送付)

(七九)

けたこと、真山理事にも感謝を申し上げたいと申
います。

今日、いよいよ最後の質問の機会になると思いつますので、積み残しの課題、最後にやはり確認をさせていただかなければいけない課題等について改めて取上げをさせていただいて、とにかく、る法務委員会でも議論されてきたと思いますが、何としても美習生の本当に保護を確実にしなければいけないと、まさにそれが今回の法案の意義でありますので、それをいかに担保するかという観点で質疑、やり取りさせていただきますので、是非、大臣始め積極的な答弁をお願いしたいと思います。

初めに、介護の職種追加について確認をさせていただきたいと思います。

私は、やっぱりおかしいという、なぜこれ法律の施行と同時に介護の職種追加をするのかということについてやはり納得がいかないです。これは検討会の中間まとめでも、介護の職種追加については三点の要請ということで、三点の条件といふか要件が示されているわけです。介護職のイメージ低下を招かない、労働環境の改善の努力が損なわれない、そして利用者の不安を招かない、これが当然ですね。初めて対人サービスとして介護の追加をすると、これ、人の命に関する話です、介護者は。そういう意味で、この三要件をしっかりと満たす、これ当然のことだと思います。であれば当然この法案にある適正化策をきちんと実行していただいて、その上でこの三要件が満たされたかどうかを判断をされてから職種の追加を本来決めるべきだというふうに改めて思うわけです。

大臣に是非確認をしておきたいと思います。閣議決定はありますが、この三つの要件、条件

の三つの要件が満たされなければ、施行までに、そのときには職種追加はしないということです。

○副大臣(橋本岳君) 今お尋ねの件でございますけれども、技能実習制度への介護職種の追加に当たっては、施行までにその介護サービスの質の担保など、先ほど三つの要請をお話しいただきましたけれども、そうしたことを、介護サービスの特性に基づく要請に対応できる環境を整えた上で職種追加を行いたいと考えているということです。

ただ、同時に、ASEAN諸国等において、高齢化が今後進展をしていき、こうした技術の移転について大変ニーズもあるというふうに考えておりますので、できるだけ迅速に行うべきということとも併せて思っているところでございます。

○石橋通宏君 副大臣、整えた上でと言われましたので、整わなければ追加はしないということです。

○副大臣(橋本岳君) 介護サービスの特性に基づく要請に対応できる環境を整えられるように、介護関係団体とも連携をしながら具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○石橋通宏君 答えていただいていませんが、努力をされるのは、それはそうです。閣議決定でそういうふうにしているわけですからね。しかし、

整えた上でと言われたわけですから、整わなければ整うまでしっかりと協議、整い方を続けていただき、その上で職種追加をする、整わなければ職種追加はしない、それではよろしいですね。

○副大臣(橋本岳君) 重ねてのお問い合わせになりますので、きちんと整えた上で職種追加を行いたいと申し上げているのはそのとおりでござります。

○石橋通宏君 ありがとうございます。確認をいたいただいたと思います。整わなければ職種追加はしないんだ、整えるために努力を続けるんだということで答弁をいただきました。それでは、副大臣、この三つの要件、どういつた要件、条件を客観的に満たせば整ったというふ

うに判断されるんでしょうか。

○副大臣(橋本岳君) この三つの要請というものの、先ほど御紹介をいただきました、介護職に対するイメージ低下を招かないようになりますこと、日本労働者の待遇、労働環境の改善の努力が損なわれないようになりますこと、介護サービスの質の担保をするとともに、利用者の不安を招かないようになりますこと、これが厚生労働省において介護分野の有識者に召集いただいた外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会の取りまとめで示されたところでございます。

それにはどう対応するのか、客観的なことはあるのかというお問い合わせがござりますけれども、その検討会の取りまとめの中で、これらの要請に対応するために、例えば必要なコミュニケーション能力の確保、適切な実習体制の確保、日本人との同等の待遇の担保、監理団体による監理の徹底などなどについて技能実習制度本体の見直しによる対応に加え、介護固有の具体的な方策を併せて講じることにより対応することが適切であるというふうにされております。

その具体的に今申し上げたそれぞれの項目について、必要なコミュニケーション能力であれば、一年目、入国時はN3程度が望ましい水準、N4程度が要件、二年目はN3程度が要件であるとか、適切な実習体制の確保であるとすれば、例えば受入れ人数の上限だとか人數枠の算定基準などなどなど、具体的な制度設計の考え方について、その検討会中間まとめの方でお示しをいただいているとおりです。

○副大臣(橋本岳君) 重ねてお問い合わせになりますが、それに答えております。

○石橋通宏君 今副大臣から最後のところで述べ

ていただいたこと、大変重要なポイントだと思います。とりわけ、利用者の不安を招かない、これ

はやっぱり利用者の方に意見をいたしかないと、これは信頼ある形で技能実習やるのかどうか、これは分からぬですから、しっかりと利用者の方の意見も聞いていただく、関係者の意見も聞いていただく、その意味で今パブコメという話もありました。様々な形があらうかと思ひますので、しっかりと国民、関係者、利用者、当事者、意見が反映される形で最終的に客観的な判断をしていただく、そういう御答弁だったと思いますので、

それを是非確保いただきたいと思います。もう一点、これ、一旦確認をして、仮に追加がされたと、追加がされて実際の介護での技能実習生の受け入れが始まつた、運用が始まつた、その上でやはりこれ三つの要請が應えられていないことが判明した、つまりは利用者が不安を抱かれてしまった、様々な要件で。その場合には、職種を外すことには当然起り得るということによろしくぞうか。

○副大臣(橋本岳君) まず、その職種の追加という段階では、業所管省庁の同意の下、同一作業の反復のみではないこと、送り出しきのニーズに合致すること、実習成果が評価できる試験があることといった要件を満たしていることを確認をすることとしております。

これは、具体的には、専門的、実務的な知識を有する外部有識者からなる専門家会議において、新たに追加を希望する職種の業界団体からこれら

してまいり、このようになろうかと思います。

○石橋通宏君 满たさなければ外すことはあるということでおろしいですね。

○副大臣(橋本岳君) 今申し上げた要件といいましては、技能実習の追加の段階での要件、すなはち、同一作業の反復のみではないこと、送り出しのニーズに合致すること、実習成果が評価できる試験があることといった要件について疑義が生じた場合ということでございます。

○石橋通宏君 今、その点も含めて言わされましたので、これやっぱり様々、同意のときの要件として先ほどの三つの要請というのがあるわけです。利用者の不安、この辺は非常に重要な点だと思いますが、是非、そこも含めて、やはりこれ、介護の分野で実習をこれはやっぱり目的を果たすということが難しいということになれば、それはちゅうちょせず見直しをするということだと思いますので、それは重ねてお願いをしておきたいと思います。

○副大臣(橋本岳君) まず、その職種の追加といふこと、これまで政府答弁で、入ってこられるときにはN4、そして二年目に移行する段階でN3といふことで答弁があつたと聞いておりますが、これ、私は個人的にも客観的にもこのN3レベルで二年目といふことも含めて十分だとは到底思えません。

検討会でも、やはりN2程度が必要なのではないかという御意見はあつたと聞いておりますし、私も実際に日本語能力試験のホームページに行きました問題をやってみました。N4、N3、N2、これやっぱりN2レベル必要なんじやないかというふうに、私も改めてその試験問題集をやりながら感じました。

いて伝達すること、きちんとした情報を伝える、記録を残す、それは重要な介護の一つの役割です。という答弁もあつたはずです。にもかかわらず、この能力試験には書く、話すという試験があります。

これ、甚だ不十分なんぢやないでしようか。これまでどうやつて介護の分野、対人サービス、命を預かる、それが確保されるのか。全く不十分と言わざるを得ないと私は思いますが、これ、書く、話す、どうやつて基準設定するんですか。

○副大臣(橋本岳君) 先ほど御指摘をいただきましたように、日本語能力試験では、言語知識、読み解き、聴解の三つの要素によりコミュニケーション能力を測るものというふうになつてます。ございまして、話したり書いたりする能力を直接測る試験項目はありませんというふうにされているところがございますが、おっしゃるように、介護の現場で、話す、書くという能力も当然あってほしいものだということは十分に私たちも理解をす

るところでございます。

実際、今、現時点でいえば、その各々の介護現場での記録方法が異なることなどもあり、介護の技能実習生の書く能力を確認する観点から実習生の介護記録そのものを一般的な試験で評価することは困難であるという状況ではあります。記録は介護業務を進める上で必要な能力でございます。

そのため、技能実習制度の趣旨に沿つて、各年の技能の到達水準に応じ、記録の技能も含めて総合的に介護の技能が移転されているかの適切な評価がやつぱりしなければならないというふうに思つております。それは、今後の公的評価システムの構築の過程の中でそうしたもの的具体的に検討してまいります。

当然ながら、これは各段階のその評価をする、要するに基礎一級とか基礎二級とかそういうのを受けていただくわけですが、そうした評価システムというものをきちんとセットした上で職種追加

をすることになるわけでございますから、それまでにそつしたことときちんと構築をすると、いうことで具体的に検討するということだと思います。

加えて、入国後の講習において介護現場で用いられる用語や表現も含め日本語学習を行うとともに、実習実施機関において技能実習計画書に日本語学習計画を盛り込むことなどにより、書く能力も含めて、技能実習の現場で通用する日本語でのコミュニケーション能力が確保できるようになります。

○石橋通宏君 今、書く能力もこれ必要な能力だと思いますし、やっぱり標準的な書く能力、いろいろありますし、やっぱり最低限担保されなければいけないんだ、これはしっかりと国で基準を作つていただいて、この能力試験では駄目ですから、やつぱりちゃんと新たな基準をしっかりと施行までに、介護を入れるまでに作つていただいて、その上でそれを現場で徹底していただくというメカニズムをこれしっかりと國の責任としてやっていただきたいと思いますので、それはしっかりと検討するといつて含めるという話になつたら、全くこれが違うじゃないかということになるんじゃないですか。もしカウントするかのような話になれば、当然そうなれば、介護人材として現場でそういう形で実際に使われる、運用される。まさにこの間法務委員会でも議論されてきたと想います。実態的には人材不足を補うために使うんじゃないかな、使われるんじゃないかなと。それを逆に国がそうやって肯定してしまうことになりかねません。

ですので、これ明らかに矛盾した話だと思いませんか、そういうことがないようには、ここは要請を改めてしておきたいということにどめておきたいと思います。

その上で、先ほど現場のニーズに応じて云々という話がありました。この後、有田委員からもう一個の話があると思いますが、ちょっと私から改めて一国間協定、取決めの話について確認をとり

○国務大臣(金田勝年君) 外務省、厚生労働省と連携をいたしまして、できる限り早期の取決めの作成を目指していく所存であります。

○石橋通宏君 外務省、厚生労働省連携ということは、そこの二国間協定、取決めなり協議なりに新たな実習機構というのは一切関わらないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。ただいま法務大臣から御答弁をいたしましたところ、新たな取決めにつきましては、外務省、法務省、厚生労働省三省で共管をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○石橋通宏君 答弁ちゃんと確認してください。ということは、新たな機構というのは、この二国間取決めの協議、機構ができて以降も関わらないという理解でよろしいんですね。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。まず、それぞれ相手、送り出し国との協議につきましては、これは今申し上げたとおり、基本的に三省によりまして進めてまいりたいというふうに思っております。

一方、例えば協定を取り決める背景となります様々な国内の状況ですか、そういうしたものについては機構から情報提供を当然受け、それを参考しながら取決めを検討していくと、そういうことにならうかというふうに考えております。

○石橋通宏君 少々新たな機構の役割云々のことろで曖昧な印象を受けますが、もちろん機構はまだできておりませんので、すぐにこれ、法案成立後、交渉スタートされるということですから、この部分は三省で連携してということにならうかと思います。

機構ができるて以降、機構がどう関わるのかということ、これ結構大事なポイントだと思います。というのは、じや、現行制度、これまでどうしてきたのかというのを改めて今回質問に立つ上で確認をしたんですね。本当は今日JITCOに来ていただいて、JITCOに答弁してもらおうと。これまでJITCOがどう二国間協議、相手国側

とのRD結んで、そして協議してきたのかということがあります。

○石橋通宏君 RDの締結も国が頼んだものではなくてJITCOが自主的に行っている、国には全く責任がないと、中身について。

RDでこれ実習受入れしているわけですよね。言つてきたことは何だったのか。

○副大臣(橋本岳君) 今申し上げましたように、JITCOの自主的な取組として行われているものでございまして、厚生労働省として、もちろんD結んで、それに基づいて実習制度スタート、受入が始まる。それに基づいて、その適正な運用についてはJITCOが、このある定期協議を行つて向こうの政府窓口としっかりと協議をいただきながら、まさに先ほど大臣も、これ問題だね、やっぱり送り出し国側のって、それを適正化を図るために協議をされてきたと思っていたんです。それ全部否定されちゃつた。いや、そんなことしております。それ全部否定されちゃつた。いや、そんなことつて、何なんですか。

○石橋通宏君 そうすると、これまで送り出した側との適正化に向けた話し合い、協議、対応、様々な向こう側のプローカーへの対応、これ、誰がやってきたんですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。当然ながら、JITCOの自主的な事業といった真ん中辺にある「定期協議等一覧はこちら」、これをクリックすると、これまでの全ての国々との定期協議の一覧が出てきます。定期協議をやつてしまつては出しますが、一応リストとしてあります。それから、あわせまして、当然、私ども国のレベルにおきましても、必要に応じて送り出し国と協議も行つていたというふうに承知をしております。

○石橋通宏君 必要に応じて。これ、全部過去の実績出せるんですか。それぞれの国々で具体的にどのような協議を、国として、政府として、どの機関がどういうことでやつてきた、それに伴つてどういう適正化策が取られて図られた、そういうことも含めて、これ資料として出していただけるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。今手元に、網羅的に国としてこういうものを上げれば、その技能実習生の送り出し国とのレコード、オブ・ディスカッションですね、作成

るものでございます。

○石橋通宏君 RDの締結も国が頼んだものではなくてJITCOが自主的に行っている、国には全く責任がないと、中身について。

○副大臣(橋本岳君) 今申し上げましたように、JITCOの自主的な取組として行われているものでございまして、厚生労働省として、もちろんJITCOが公表しているものについては私たちには承知をしておりますが、それ以外のことについては把握しているものではございません。

○石橋通宏君 そうすると、これまで送り出した側との適正化に向けた話し合い、協議、対応、様々な向こう側のプローカーへの対応、これ、誰がやってきたんですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。当然ながら、JITCOの自主的な事業といった真ん中辺にある「定期協議等一覧はこちら」、これをクリックすると、これまでの全ての国々との定期協議の一覧が出てきます。定期協議をやつてしまつては出しますが、一応リストとしてあります。それから、あわせまして、当然、私ども国のレベルにおきましても、必要に応じて送り出し国と協議も行つていたというふうに承知をしております。

○石橋通宏君 必要に応じて。これ、全部過去の実績出せるんですか。それぞれの国々で具体的にどのような協議を、国として、政府として、どの機関がどういうことでやつてきた、それに伴つてどういう適正化策が取られて図られた、そういうことも含めて、これ資料として出していただけるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。今手元に、網羅的に国としてこういうものを上げれば、その技能実習生の送り出し国とのレコード、オブ・ディスカッションですね、作成

のこれでございます。

○石橋通宏君 これ、委員長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

是非、これ現状、これ、残念ながら、やっぱりこういう実態でやられてきたわけです。ここに来てですけれども、いや、RDも向こう、JITCOが民間として勝手にやつてることで、そして定期協議も、いや、向こうがやつてことだから、いや、私たちこれまで定期協議なんかやつてないし、厚生労働省から定期協議をお願いされたこともないし、答弁する立場にありません。いや、驚きました。いや、そうしたら、これまで言つてきたことは何だったのか。

○副大臣(橋本岳君) 今申し上げましたように、JITCOの自主的な取組として行われているものでございまして、厚生労働省として、もちろんRD結んで、それに基づいて実習制度スタート、受入が始まる。それに基づいて、その適正な運用についてはJITCOが、このある定期協議を行つて向こうの政府窓口としっかりと協議をいただきながら、まさに先ほど大臣も、これ問題だね、やっぱり送り出し国側のって、それを適正化を図るために協議をされてきたと思っていたんです。それ全部否定されちゃつた。いや、そんなことつておりません。じゃ、このホームページにあります。それ全部否定されちゃつた。いや、そんなことつて、何なんですか。

○石橋通宏君 そうすると、これまで送り出した側との適正化に向けた話し合い、協議、対応、様々な向こう側のプローカーへの対応、これ、誰がやってきたんですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。当然ながら、JITCOの自主的な事業といった真ん中辺にある「定期協議等一覧はこちら」、これをクリックすると、これまでの全ての国々との定期協議の一覧が出てきます。定期協議をやつてしまつては出しますが、一応リストとしてあります。それから、あわせまして、当然、私ども国のレベルにおきましても、必要に応じて送り出し国と協議も行つていたというふうに承知をしております。

○石橋通宏君 必要に応じて。これ、全部過去の実績出せるんですか。それぞれの国々で具体的にどのような協議を、国として、政府として、どの機関がどういうことでやつてきた、それに伴つてどういう適正化策が取られて図られた、そういうことも含めて、これ資料として出していただけるんでしょうか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。今手元に、網羅的に国としてこういうものを上げれば、その技能実習生の送り出し国とのレコード、オブ・ディスカッションですね、作成

ここも是非送り出し国側でもやつてください、全ての送り出し機関、ちゃんと認定制度つくって。大臣、現状御存じですよね。認定団体あります
が、今関係ないんです。認定団体ではなくても送つてあるんです。こちらでは、どの方が認定機関から来て、認定以外の団体から来て、人数すら把握されていないのが現状の制度です。こんなことで適正化できるわけがありません。ですので、認定制度を送り出し国側でも設けていただいて、逆に言えば、何か違反があればちゃんと認定取消しをして、その機関、悪い機関、プロ一カーが全て排除をされる、そういう制度を是非つくっていただきたい。大臣、いかがでしようか。
○國務大臣（金田勝平君）　二国間取決めの具体的

も、本当にその認定が適切なのが、ちゃんととそれにのつとつてやつておられるのか、実地の検査監督がなければこれ意味がありませんので、ちゃんととその協定の中には非国側の、政府機関の責任、役割として、当然監理団体のチェックをする。もし、悪い送り出し国機関、悪徳プロ一カー、こういった悪い方々がはびこつてしまふ、残つてしまふような制度だと、結局悪い水に流れてしまふ。それをさせないためにも、是非国の方でしつかり責任持つてやつていただき。やつていただけない場合は、やつていただけるまでその間受入れを止める。それぐらいの意思を持つてこの制度をつくつていただきたいと思いますが、大臣、この点、いかがでしようか。

団体、これをペナルティー科すんだと、そういう仕組みをつくっていただいた。でも、やっぱり向こう側の状況は向こう側でないとまびらかに分からないです。だから、向こう側でも、今大臣言つていただきたとおり、しっかりと制度を入れていただき、合わせ技で、やはりそういう不適正なことはやらないという決意で新しい制度をつくつていつていただければと思いますので、大臣、今の御答弁、是非しっかりとやっていただけるようお願いをしておきたいと思います。

しては、地方事務所に配置する約六十名を充てるということを予定しております。これを仮に現在と同程度の技能実習計画の認定申請が行われた場合、単純計算をいたしますと、職員一人当たり年間約二千六百件の審査を担当するということになります。

ただ、この実習計画の認定につきましては、一つの実習実施者が職務あるいは作業内容を同じとする複数の実習生の計画を同時期に提出をするということが多いというふうに考えられることから、ある程度効率的に作業することも期待できるのではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、制度発足時を含めまして、この業務を的確に処理できる体制を確保してまいりたいと考えております。

になるわけですけれども、当方としては、委員が御指摘ございました、各送り出し国政府が自國の送り出し機関の適格性、そういうものを送り出しが、國政府において個別に審査をし、送り出し國政府において適正な機関と認められたもののみを認定をしていく、そういう当該送り出し國からは認定をしていく。

○国務大臣（内閣官房長官）：委員の御質問にございました。認定された送り出し機関の不正の端緒、これが日本側で得られた場合には、送り出し国政府に対して、不正が疑われる送り出し機関への調査あるいは指導監督といったようなものをしっかりと依頼をし、不正が認められれば送り出し国政府において認定を取り消してもらうという形で不適正な送り出し機関を確實に排除をしていくとい

て、その上で認定があつて、その上でそれがきちんと実習されているかどうかのチェックがある。監理団体もそうです。適正な監理団体が適正な運営をしているのか、これ年一回チェックをされるわけですが、回数がどうかという問題はありますけれども、でもそういう制度を入れていただいた。しかし、これ誰が考えても莫大な作業です。新規の受入れ、一号から二号、その実習計画を中心をしっかりと精査をいただくだけでも相当な量です。全ての監理団体そして実習実施機関、これ五十人体制で現地実地調査をする、一人当たり九十件、年間というような答弁もこれまでありましたが、それだけでも相当な負担だと思いまして。

監理団体もそうです。適正な監理団体が適正な運用をしているのか、これ年一回チェックをされるわけですが、回数がどうかという問題はありますけれども、でもそういう制度を入れていただいた。しかし、これ誰が考へても莫大な作業です。新規の受入れ、一号から二号、その実習計画を中心をしつかり精査をいたぐだけでも相当な量です。全ての監理団体そして実習実施機関、これ百五十人体制で現地実地調査をする、一人当たり九十件、年間というような答弁もこれまでありましたけれども、それだけでも相当な負担だと思います。

それで本当に十分な体制が取れるのか、甚だ不安なんですが、大臣、これ事前に教えていただきましたけれども、改めて、実習生の研修計画のその膨大な量のチェック、これ何名体制でやられるんでしようか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたします。

外国人技能実習機構において業務を行うわけでござりますけれども、この機構におきまして、技能実習計画の認定業務を担当する職員といたしまして、その上で認定があって、その上でそれがきちんと実習されているかどうかのチェックがある。監理団体もそうです。適正な監理団体が適正な運用をしていてあるのか、これ年一回チェックをされるわけですが、回数がどうかという問題はありますけれども、でもそういう制度を入れていただいた。しかし、これ誰が考へても莫大な作業です。新規の受入れ、一号から二号、その実習計画を中心をしつかり精査をいたぐだけでも相当な量です。全ての監理団体そして実習実施機関、これ百五十人体制で現地実地調査をする、一人当たり九十件、年間というような答弁もこれまでありましたけれども、それだけでも相当な負担だと思います。

それで本当に十分な体制が取れるのか、甚だ不安なんですが、大臣、これ事前に教えていただきましたけれども、改めて、実習生の研修計画のそこの膨大な量のチェック、これ何名体制でやられるんでしようか。

ておきたいと思いますが、それは、副大臣、そういう決意でよろしくですね。

○副大臣(橋本岳君) 今後、対象職種追加という話も、「さいますし、また場合によつては廃止といふこともあるうか」と思いますから、一概に将来どうなるんだということを今この段階で申し上げるといふことは難しいかと思いますが、ただ、おつしやるようには、さはさりながら見逃しだとかそういうことがあってはいかぬというのは、もうこれは御指摘のとおりでございますので、限られた体

ておきたいと思いますが、それは、副大臣、そういう決意でよろしいですね。

Digitized by srujanika@gmail.com

団体、これをペナルティー科すんだと、そういう仕組みをつくっていただいた。でも、やっぱり向こう側の状況は向こう側でないとまびらかに分からないです。だから、向こう側でも、今大臣言つていただきたとおり、しっかりと制度を入れていただき、合わせ技で、やはりそういう不適正なことはやらないという決意で新しい制度をつくつていつていただければと思いますので、大臣、今の御答弁、是非しっかりとやっていただけるようお願いをしておきたいと思います。

しては、地方事務所に配置する約六十名を充てるということを予定しております。これを仮に現在と同程度の技能実習計画の認定申請が行われた場合、単純計算をいたしますと、職員一人当たり年間約二千六百件の審査を担当するということになります。

ただ、この実習計画の認定につきましては、一つの実習実施者が職務あるいは作業内容を同じとする複数の実習生の計画を同時期に提出をするということが多いというふうに考えられることから、ある程度効率的に作業することも期待できるのではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、制度発足時を含めまして、この業務を的確に処理できる体制を確保してまいりたいと考えております。

制の中ではあります、効果的、効率的な業務遂行に努め、新制度を円滑に運用していく上で役割が適切に果たされるようにしていきたいと、このように思っております。

○石橋通宏君 私の時間参りましたので、済みません、入管法の関係も確認幾つかさせていただきたいと思っておりましたが、できなくなってしまった申し訳ありませんでした。あと残りの時間で有田委員にまたしっかりと質問いただけると思います。

いろいろ今日いい答弁もいただきました、前向きな。本当にこれからが大切だと思います。是非、全力を挙げて適正化に向けて頑張っていただくことをお願いし、質問を終わりにさせていただきます。

○有田芳生君 民進党 新緑風会の有田芳生です。

外国人技能実習生についての議論をずっと聞いてまいりまして、やはり、陳腐な言葉でしかれども、この問題にも光と闇が大きくあるというふうを実感をいたしました。

各委員の質問の中、例えば前回、丸山委員の方から、外国人技能実習生が日本にやってきてどんな仕事をやっているかといえば、例えばオオバを十枚数えて、そしてそれをゴムでまとめて冷蔵庫に入れる、そういう指摘がされました。そういう単純労働。あるいは、仁比委員の表現によれば、これは私も同感しますけれども、実態ではやはり出稼ぎ労働になつていて現実がある。だけど、答弁を聞いておりますと、やはりなかなか、説明があるんだけれども、抽象的な言葉、これから検討させていただきます、あるいは、前回の議論を聞いていて、答弁の中では、適切な対応を取ります、検討する、適切な対応を取る、その現実と皆様方の方針との間で物すごく乖離がある。

確かに光の部分もあるというふうに思います。外国人が実習生として日本にやってきて、本当に

能力を蓄えて自分の国へ帰っていく、そして、社長と物すごく信頼関係ができる、その社長も、例えは中国で自分の会社をつくって、そしてそこで日本で学んだ、働いた実習生が役員になると、そういう光の部分があることも確かなんだけれども、衆議院も含めてこの法務委員会でも議論になりました。

なってきたのは、やはり大きな闇が余りにも残っている。だからこそ、今、石橋委員の質問のように、まだまだ具体的に検討しなければいけない課題を残していると思うんですよ。

今日は確かに議論は終わる、そして恐らく詳細な附帯決議が付されるんでしょうけれども、やはり、詳細な附帯決議を付けなければならないよう多くの問題点があるというのが、衆議院含めてこの委員会でも議論になってきた闇の部分だと思います。

やはり、現実と方針あるいは理論が間違つたときには、勇気を持つて現実に方針なり理論というのは合わせていかなければいけない、その勇気が必要なんだ。ところが、そこがなかなか見えてこないというところに大きな課題を今でも残していると思うんですが、まず、金田大臣にお聞きをしたいんですけれども、今の石橋委員の質問も含めて、見るこの委員会で現実の問題点とすることが明らかになつてしまつたけれども、それをどのように解決していくのか、ちょっと総括的にまずお答えを求めておきたいというふうに思います。

○國務大臣(金田勝年君) 委員御指摘ございました。この度御審議いただいております法案は、やはり監理団体の許可制、あるいは実習実施者の技能実習計画についての認定制を設けたという上で、新たに設立します外国人技能実習機構において、その技能実習計画の認定や実習実施者に対します実地検査といった、その管理監督業務を的確に実行して、併せて技能実習生からの相談、申告にも対応するといったような、技能実習生の保護をま

め細かく行っていくこととしている法案の内容に努めているわけであります。

これらの取組によって、技能実習制度の趣旨に沿つた受入れの徹底を図つて、制度の一層の適正化を図るように努めていくと、こういうことが大切だという思いを持っております。

○有田芳生君 言葉はよく分かるんです。ほかの方々の答弁もよく言葉は分かります。だけど、実感がなかなか見えてこない。後ほど詳しく御質問させていただきますけれども、やはり具体的に問題を解決するために、どういう体制、システムをつくつて、どういう人員を配置して問題の解決に当たつていくのか、その解決しなければならない課題というのはもう多くの委員から明らかにされていることなんですね。

私は、前回、十一月一日でしたけれども、外国人技能実習生が、中国人に比べてベトナム人が増え続けている、その問題を取り上げました。今日も、ベトナム人の場合を中心にしてこれから質問させていただきたいというふうに思います。

私は、個人的なことですけれども、一九八八年、今から約二十五年前に、「地球の歩き方」ベトナム」というガイドブックを取材をして書きました。當時、今からもう二十五年近く前ですけれども、この日本でベトナム旅行のガイドブックというものは小さな新書一冊しかなかつたんです、旅行会社の人が書いたんですね。ベトナムのガイドブックはなかつたのだけどね。ベトナムのガイドブックはなかつたので、「地球の歩き方」で取材して書かないかと言われて、初版本は実は、書くためにベトナムの北から南まで四十日以上歩いて、多くの人たちと交流をして原稿を書いてきました。

私は、とにかくベトナムに関心があつたというのは、やはり哲学者の吉野源三郎さんがあるかつて主張されたように、世界史の中で、やはりフランス革命、それからアメリカ独立のアメリカ革命、そして小国ベトナムがアメリカに戦争で勝利した、吉野さんの表現でいうとベトナム革命。何であんな小さな国がアメリカ、大国に勝つことが

できただんだろうかという物すごい興味があつたのですから、ベトナムに行きました。

結論だけ言うと、分かったことは、やはり民族の勤勉性に大きな影響があったというふうに思つております。特に当時はベトナム戦争でアメリカに勝てたのは特に女性の力が大きかったというふうに言われていた。だけど、そういう勤勉な民族であるけれども、一九七八年段階では世界最貧国、最も貧しい国の一つだった。国民一人当たりのGDPが当時百六十ドルですよ。

ところが、それから二十五年近くたつて、今では国連の統計で見ますと二千百七十一米ドル、一人当たりのGDP、大きく経済成長をした。一九八〇年代の後半から御承知のようにドイモイといふ改革政策を取られて、非常にベトナムの町は変わつてきました。ハノイに行つてもホーチミンに行つても、今ではもう高層ホテルが林立しているというところまで経済は発展しているんだけれども、だけど世界のレベルからすればまだ低い状況にある。

だから、ベトナムでは、送り出し機関なんかがベトナム人にどういう声を掛けているかといえば、日本に行つて働けば月に日本円にして二十万円ぐらいもらえるんですよ。多くの人たちがそういう思いで出稼ぎ労働、実態としての出稼ぎ労働をしてきている。今は、ベトナムが、前にも御指摘ましたけれども、年間の所得というのは平均すると約三百六十万ドン、日本円にする月に一万六千円から一万七千円ですよ。だけど、日本に来れば二十万円ももらえるんだといって、多くの特に勤勉な人たちが日本に希望を持つてやってくる。だけど、日本に来て行われていることといえば単純労働、そしてひどいときには奴隸労働のよくな现实があるわけですよね。

だから、この質問するため調べていてびっくりしたんですけども、ハイスピーチ問題、ここでもる質疑がありました。ハイスピーチが荒れ狂つた新大久保、新宿区では何と五年前にベトナム人二百二十人しかいなかつた。だけど、

今、十一月一日現在の数字でいうと三千五百七十四人、この五年間で十六倍にベトナム人が増えているように外国人技能実習生もどんどん増えたとかになったたというふうに思います。二〇一二年に外国人技能実習生、ベトナム人は一萬六千人だつたのが、昨年は五万七千人を超えた。入管局長にもう一度確認したいんですけども、新規に入国する技能実習生ですけれども、今年上半年期、中国人を超えてベトナム人が多かつたという答弁だつたと思思いますけれども、年間通じて中国人よりベトナム人が増えると、そういう推計をお持ちでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

中國人の新規入国者が漸減の傾向にあり、ベトナム人の新規入国者がかなり急激に増えている状況がここ二、三年のうちに続いている結果、今年の上半年期はベトナム人の新規入国者が上回っておりますので、この趨勢が続くとすれば、当然、新規入国者についてはベトナム人の方が上回るだろうと考えられます。

○有田芳生君 もう一度、入管局長そしてさらに法務省にもお伺いしますが、中国人外国人技能実習生を超えてベトナム人がこのように増え続けています、その分析はされていますでしょうか、理由について。

○政府参考人(井上宏君) 分析といいますのはなかなか難しいものでございまして、一概に言えないと、いうところはあると思うんですけど、ベトナム人につきまして一つ特徴的なことは、中長期在留者の数で見ますと、技能実習生と留学生の比率が非常に高いです。全体の中長期在留者の中で技能実習生と留学生の比率が七〇%を超えていまして、これは全国的な、全世界的な平均からなるかに上になっています。

それは一つのもしかしたら国民性的なものがあるかもしれませんし、あるいはベトナムの経済発展に伴う産業構造の変化とかそのようなものが影響している。ともかく、日本に来てそういう勉強

に強くなっているということは言えると思います。

○有田芳生君 外務省にも。

○委員長(秋野公造君) 外務省、外務大臣官房大

菅審議官。

○政府参考人(大管岳史君) 近年、日本とベトナムの関係、政府レベル、それから民間企業のレベル、さらに国民同士の相互理解、こういったあらゆるレベルで非常に良好に発展しております。ベトナムから我が国への技能実習生の増加、これもこうしたことの反映の一つではないかと認識しております。このように二国間関係が非常に深まっている中で、多くのベトナムの方が日本の技術、文化を学んで、帰国後ベトナムの更なる発展、これに貢献されるということを強く期待しております。

○有田芳生君 「地球の歩き方 ベトナム」を初めで書いたときに、フロンティアシリーズだったんです。世界の辺境という位置付けだつたんですよ。

しかし、一方で、ベトナムを歩いてみてよく分かったのが、日本の三菱商事の皆さん、三井物産など多くの会社員がベトナムで一生懸命働いて、ベトナムの経済発展のために努力をされていた。だから、当時から親日的だったたといふことはある。だけど、一方で、当時の水準でいつても、日本にして三百五百万円あればブル付きの一軒家が買えるような関係だった。

だから、先ほども言いましたけれども、今、都

市部はベトナム发展していますけれども、農村部に行けばまだまだ貧困が続いている、例えばこう

いう質問されました。日本人というのは、本當の

これが、前回の参考人質疑の中で、齊藤善久参

考人が、ベトナム政府は日本に渡航する技能実習生については三千ドルを上限としてこれを要求することを送り出し機関に認めて、ベトナム政府はそうやって認めている。

だから、それに対して日本側は、ベトナム政府がそういうことを認めている事実に対してもどう対応されてきたんですか。

○政府参考人(井上宏君) 保証金の徴収等の事実あるいは約束があるかどうかということにつきま

しては、入管当局といつしましては、技能実習生

したり技能実習をしたりするという勢いが今非常

に強くなっているということは言えると思います。

○有田芳生君 外務省にも。

○委員長(秋野公造君) 外務省、外務大臣官房大

菅審議官。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

まず、現在の制度についてのお尋ねでございま

した。法務省令におきまして、送り出し機関が、

技能実習生本人やその家族等から不正に金銭等を

徴収し、又はそのような約束をしていることが認

められれば、その技能実習生の上陸は認めないこ

ととしております。さらに、送り出し機関が、そ

のようないい約束をしているにもかかわらず、そ

れがないような虚偽の文書を行使して技能実習生

を送り出した場合には、以後五年間、該送り出

し機関が送り出す技能実習生の上陸は認めないこ

ととされております。

○有田芳生君 やはり参考人質疑の中、系数議

員の質問に對して外務省は、ベトナム政府が海外

への労働者送り出しに際しまして保証金の徴収

を、これを許容していることを把握していきます

と、外務省の答弁。一方で、日本との関係におい

ては、日本への技能実習生の送り出しに当たって

は保証金の徴収は認めていないということを承知

しております。現実はそういう保証金を取つて

いるというのは知つてゐる。だけど、日本政府は

認めていない。矛盾するじゃないですか。その問

題にありますと。現実はそういう保証金を取つて

いるというのは知つてゐる。だから、日本政府は

○政府参考人(宮川学君) お答えいたします。外務省といたしましては、これまでベトナム政府に対しまして技能実習生の状況に關しまして是れにわたり申入れを行つてしております。例えば、領事当局間協議等の機会を活用して我が国の取組、問題意識、ベトナム政府に対して伝達し、制度の適切化に向けた協力を求めてきております。例えば保証金の問題でございますが、日本への技能実習生の送り出しに当たり、送り出し機関が保証金の徴収を行わないようベトナム側に対してはそういうことを行わないという旨を確認しております。

本日いただいた御指摘も踏まえて、改めてベトナム側に説明を求め、仮に保証金を許しているような実態があれば速やかに是正するように申し入れてまいりたいと存じます。

○有田芳生君 その申入れをしたと言うんだけれども、申入れをしたって、それが解決しなければ意味がないわけですよ。お願いします、だけど、ベトナムでは保証金取つたり手数料取つたりするものがもう横行しているという現実がある。だから、その現実を解決しないで済むわけないで、申し入れましただけでは問題解決しないですよね、うなづいていらっしゃるようですね。だから、それをどう今後、本当に問題点がない送り出しがなるのかというの、どのようにシステムとして、組織として考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(井上宏君) 最初に、先ほど現行の制度の答弁の中でもちょっと不十分だった点を補足させていただきたいのですが、保証金というのは損害賠償の予約の金錢でございまして、手数料といふのは、これは送り出しのために正当に掛かる手数料部分というのが当然あるわけございます。いろいろな日本語の講習をするとかそういうことがございますので、私どもが不正行為であるとかそのようなものとして取り扱っているのは保證金の部分でございます。手数料については不当

に高額であった場合にどうするかという問題が別途あるということ、位置付けとしてはそうなります。次にわたり申入れを行つてきておりまます。例えば、領事当局間協議等の機会を活用して我が国の取組、問題意識、ベトナム政府に対して伝達し、制度の適切化に向けた協力を求めてきておりまます。例えば保証金の問題でございますが、日本への技能実習生の送り出しに当たり、送り出し機関が保証金の徴収を行わないようベトナム側に対してはそういうことを行わないという旨を確認しておきます。

本日いただいた御指摘も踏まえて、改めてベトナム側に説明を求め、仮に保証金を許しているような実態があれば速やかに是正するように申し入れてまいりたいと存じます。

○有田芳生君 その申入れをしたと言うんだけれども、申入れをしたって、それが解決しなければ意味がないわけですよ。お願いします、だけれど、ベトナムでは保証金取つたり手数料取つたりするものがもう横行しているという現実がある。だから、その現実を解決しないで済むわけないで、申し入れましただけでは問題解決しないんですよね、うなづいていらっしゃるようですね。だから、それをどう今後、本当に問題点がない

送り出しがなるのかというの、どのようにシステムとして、組織として考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(宮川学君) お答えいたします。金は国の法律としては、ほかの国に対する送り出しどとの場合にも取つておるようございますけれども、法律としては取れるということになつておるようございますが、日本との関係では取らまつて、現在の運用はそくなつてているというふうに認識をしております。

それともう一つ、今後どうしていくかというお尋ねでございますが、これまで累次に答弁をさせていただいている中でございますが、やはり二国間取決めの締結を急ぎまして、悪質な送り出し機関につきましては、送り出し国との政府の協力を得まして、送り出し国の方で調査や指導監督をしていくことになります。あるいは、それを実行していく過程で何か不適切な機関だけを認定して不適切な機関は排除をしていくことになります。そのためには何ができるのか?という點検をして排除をしていく。それは、方針としては正しいんだけれども、だけど、そのことをベトナム側に申し入れるだけでは問題解決しないわけでしょう。だから、外務省なども、ベトナムの中で多くの問題点が存在しているんだから、今後それをなくしていくためには何ができるのか?というシス

トミーをつくんなきやしょがないんですよ。そういう計画はありますでしょうか。

○政府参考人(宮川学君) お答えいたします。そこで、外務省と厚労省と法務省と三者協力して、連携してまず締結をするわけでございますが、締結した後、その内容の運用につきましても三者協力いたしまして、その締結した取決めどおりにちゃんと相手国が動いているかどうかをウォッチいたします。もしそこが不十分なところがあれば、先ほど大臣からも答弁ありましたように、個別の案件については日本国内でできるような厳格な対応をしつつ、それを背景に相手国にいろいろとは正を更に強く働きかけると、そのようなことを粘り強くやっていくことも一つの道ではないかな?と思つております。

○有田芳生君 それは是非やっていただきたいんですけども。申し入れて、そういう取決めを行つて、しかし皆さんはお配りをしましたけれども、同時に腐敗、非常に広がつて現状の下で、送り出し機関にも様々な問題点があつて、癒着まで起きている。ベトナム政府の側を信じますというだけでは済まない現実があるわけですよね。だから、そのどろこに、やはりベトナム政府が調査をして問題ある送り出し機関などを排除していくにしても、それが本当に適切にできているのかどうか?というこの問題に進ませていただきます。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。まず、入管局長にも一度確認をしておきたいんですけども、技能実習生の条件、基本というのは、送り出し国でも同様の仕事に従事していると理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。技能実習生を新規に日本に受け入れる場合の要件といたしまして、現行法は省令で定めていますが、申請人が本邦で修得しようとしたが故に、そこでも明らかになつてゐるよう、例えば日本語を勉強するときの手数料など確かに必要なことが起きた、あるいは委員会でも問題になりましたけれども過労死をする人たちが存在してい

三百三十名によりまして、今申し上げたような業務を分担をして対応をするというふうに考えております。

○有田芳生君 法務省にお聞きをしますけれども、多くの問題点抱えた外国人技能実習生の課題ですけれども、今後、法務省は実習生が内部告発はできるような仕組みをつくるというふうに聞いておりますけれども、具体的にはどういう内容なんでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

委員が先ほど指摘された報道の中にそのような記載があつたわけでございますが、これは新制度におきまして、実習実施者等が法令違反をしている場合に技能実習生がその事実を主務大臣に申告できるようにし、さらに、その申告をしたことを理由として技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないと定めていることを指しているのだと考えます。

その具体的な仕組みといたしましては、外国人技能実習機構の本部にその申告を受け付けるための母国語による通報窓口を設置いたしまして、例えば、地方で技能実習を行なう技能実習生は電話とかメール等の通信手段を用いて本部の窓口に通報できるような体制を整備していく予定でございます。

○有田芳生君 あと、強制帰国の対策とか実習先の変更、あるいはシェルター、隠れ家をつくる課題などをお聞きをしたかつたんですが、もう時間が来たのでやめざるを得ません。

とにかく、問題を解決する機能的なシステム、組織を是非ともつくっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきまます。ありがとうございました。

○委員長(秋野公造君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、朝日健太郎君が委員を辞任され、その補欠として猪口邦子君が選任されました。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。

前回に続きまして、監理団体を始めとした各受入れ機関からの不正なブローカー排除についてお尋ねしたいと思います。

前回、入管局長に、重大な最賃違反、割増し違反を犯し、挙げ句に実習生を解雇すると、こうした重大な事態が蔓延しているということを踏まえた私の質問に、局長からは、労働法違反になるということであれば労働法令違反といふ不正行為に当たる、受入れ停止等の措置が講ぜられるといふ御答弁があつたのですが、まず確認しますけれども、これは実習生と雇用関係を結ぶ実習実施機関だけでなく監理団体にも当たるということですね。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

賃金の支払とか労働のことは、直接的な契約主体は実習実施者と技能実習生ということになるわけですが、監理団体がそのような不正行為に当たる場合は、監理団体も実習実施機関と同様の不正行為に当たることになります。

○仁比聰平君 関与し主導していたというお話を今あつたわけですけれども、岐阜のアパレル縫製業界で三千人からのベトナム人そして中国人を中心とした実習生が実習を行なっているというふうに伺うわけですから、この縫製業界で、さきの本会議で経済産業大臣は、三十五の事業所において賃金の未払があったことや、最低賃金を定める労働基準法の規定に違反していたことは誠に遺憾でありますと認識を示されたわけですが、この岐阜アパレルにおいて、監理団体が不正行為認定を受け処分をされたという件数はどれぐらいあるんですか。

○政府参考人(井上宏君) 平成二十七年の数字でございますが、全国で不正行為を認定した監理団体は三十二機関でございます。このうち、岐阜県内に所在するアパレル業関係の監理団体は五つ、五個でございました。

○仁比聰平君 結局、平成二十七年、つまり昨年の一年間だけで入管が不正行為認定をした監理団体が五件あると。現に横行しているということなんですよ。しかも、三千人から実習生を受け入れている監理団体というのは膨大な数あります。

前回私は答弁した監理業務に通常伴う適正な金額の実費といふものと同義だと思うんですが、そういう理解でいいですか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

現行制度におきましては、監理団体は常勤等を目的としない団体であります。監査、講習等に要する実費については実習実施機関から監理費として徴収することができますとされておるわけですが、このJITCOのガイドラインは、このような法務省の示す徴収可能な監理費、すなわち実費の考え方と同じものと理解しております。

○仁比聰平君 そうしますと、入管がこれまでお手元の資料に、ちょっととめくついていただけと、JITCO、公益財團法人国際研修協力機構が示している「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」というのがあると思います。その冒頭の趣旨に、

技術実習生の入国・在留管理に関する指針に示されているところを具体化したものだ、あるいは書いたものだというこのガイドラインの意義が述べられているわけですが、めくつていただいた四ページ目に、「監理費等の取扱い」という項目があります。大きく、受入れ監理費、送り出し管理費、送り出しに要する諸経費という区分をした上で、その取扱いの原則として、透明の原則、公正の原則、適正の原則とそれぞれ御覧のとおり掲げられています。大きな原則とそれぞれ御覧のとおり掲げた上で、監理費等の内容及び取扱いについてこう書いています。「監理費等の額の決定に当たっては、これらの費用項目に必要とされる実際の負担額を勘案した適正なものとする必要がある。」と。ここに言う実際の負担額というのは、入管局長が前回私は答弁した監理業務に通常伴う適正な金額の実費といふものと同義だと思うんですが、そういう理解でいいですか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

現行制度においては、監理団体は常勤等を目的としない団体であります。監査、講習等に要する実費については実習実施機関から監理費として徴収することができますとされておるわけですが、このJITCOのガイドラインは、このような法務省の示す徴収可能な監理費、すなわち実費の考え方と同じものと理解しております。

○仁比聰平君 そうしますと、入管がこれまでお手元の資料に、ちょっととめくついていただけと、JITCO、公益財團法人国際研修協力機構が示している「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」というのがあると思います。その冒頭の趣旨に、

技術実習生の入国・在留管理に関する指針に示されているところを具体化したものだ、あるいは書いたものだというこのガイドラインの意義が述べられているわけですが、めくつていただいた四ページ目に、「監理費等の取扱い」という項目があります。監理団体は、在留資格認定証明書交付申請において、「監理費徴収明示書」を提出することとなるが、同明示書では、受入れ監理費の根拠となる経費の費目及び費目毎の金額を明示するとともに、監理費を負担する機関が内容を確認していることも示さなければならぬ。」としまして、このJITCO様式の監理費徴収明示書というよ

うなものがA4一枚などの形で示されているわけですね。つまり、費目ごとに金額を書くということになつて いるわけですよ。在留資格申請のところにこれを入管に出すんだということになつて いるわけですね。

局長、伺いたいんですけれども、ここに監理費として実習生月一人当たり三万円とか五万円といふ記載がある。これ、例えば岐阜辺りなんかでは月三万円というのはこれ当たり前、なので、言つてみれば相場みたいな格好でみんな三万円取られていると、実習先が、というふうになつてゐるんですけども、この二万円とかあるいは五万円といふのがこれ実際の負担額だということなんですか。

○政府参考人(井上宏君) 監理費の審査につきましては、委員も引用していただきましたように、最初はまず、在留資格認定証明書の交付申請を受けた段階でその監理費を支払う実習実施機関とそれを徴収する監理団体が内容を確認した監理費徴収明示書の提出を求めるごとにございまして、その中で監理費の費目ごとに詳細を記載させることとしてござります。

その審査に当たりましては、監理団体が監理に要する費用を名目として監理とは無関係のものを徴収していないか、監理団体が技能実習生に監理費を負担させていないか、監理団体から送り出しへ機関に不明瞭な金銭の支払いがないかといった観点から確認をしておるところでございます。

例えば、講習費用とか監査に要する交通費ないの項目もございますが、それを監理費用として実習実施機関から徴収する場合、それが社会通念によれば不自然に高額であるような場合には、結果としてそれは技能実習生の待遇にも影響を及ぼすようになります。事柄でございますので、そのような場合には監理団体に対して追加で説明を求めまして、合理的な説明ができるかどうか等含めて慎重に審査をしておるというところでございます。

○仁比聰平君 慎重に審査をしている、不自然な高額だと良くないなんて言うんですよね。

この間、局長、この問題について、定期的には上陸の段階、あるいは二号への資格の変更の段階、あるいは期間の更新の段階というようなときには審査をする。個別具体的に不正行為の情報が入った場合には個別に実態調査をして、その場合にはまさに現場に赴いて帳簿を見たり直接に聴取をしたりしてその実態の解明に努めておるところでございますと、現にやっていますと、そういう御答弁をされたんですが、不正行為の認定が、この受入れ監理費が不正であるという認定をしたことはありますか。

○政府参考人(井上宏君) ただいまお尋ねの監理費が適切でないとして不正行為の認定を行つた事例の有無につきまして、改めて過去五年間調べてみましたけれども、そのような理由で不正行為認定した事例はございませんでした。

○仁比聰平君 現実には、そんな基準があるとか、やつているとか、それは建前と、それから本來そうやるべきだとお考えになつてるのは分かれますよ。それは是非やつてほしいと思うんだけれども、現にやれていないでしようということなんですよ。

実際、実習生の数とか、あるいはその実習生をどれだけの実習先に受け入れてもらつかとか、その職種が何かとか、その技能実習の現場のありようで監理業務のコストって違つでしょ。例えば、我々が訪ねたあの大田区の羽田のエリアにたくさん工場があります。私たちが訪ねたところもそうだし、ほかの事業所にも幾つもたくさんの中学生がそこに実習してもらつていて。それを一手に引き受けで監理をしているということとなんだったらば、訪ねる回数だとか、その効率性とか、そういうようなことを考へると、いわゆる監理コストというのは下がつていくんだと思うんですね。一方で、全国を展開して、あらゆる職種と言つていいぐらいいろんな職種にその実習生を送り込むという、ここにブローカー的な不正な収益が絡み付いていくという、こうした実態がたくさんあります。例えば福山で受け入れて東北の被

災地に送る、しかも職種が違うということをやろうとして、それがまさか適正な監理をやろうと思つたら大きなコストがかかるはずなんですよ。人手も掛かるはずなんですよ。なのに、これが一律三万円でいいとか五万円でもオーケーとか、何でそんなことになるのか。

元々この監理費の適正さというのは、今私が申し上げたような考え方で言わば定められるべきものなのではないんですね。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

類及び額の監理費の徴収については許容するといふにしておるところでござります。この法案二十八条に規定をしております通常必要となる経費を勘案した適正な種類及び額に係る主務省令の規定でござりますけれども、例えば、監理団体が行う実習実施者に対する監査及び指導、実習実施者と実習生との間ににおける雇用関係の成立のあつせん、実習生の入国後の講習等の業務について必要となる費用を実費相当額に限つて認めることがあります。

委員御指摘のとおり、監理に要する費用の本當の実費の考え方といたしましては、まさに御指摘のように、実習生の受入れの人数の多寡でござりますとか、受入れの事業所の数でありますとか場所でござりますとか、それらに応じて異なり得るものと考えております。

○仁比聰平君 これ、今後どうしていくんですか。この監理費名目で、實際には実費ではあり得ない、そんな金額を申請して、これまで入管が全く知らないというんだつたらまたちよつとよその話になるんだけれども、入管に届け出られて、それが言つてみればよしとされているわけですよね。となると、これが後ろ盾を得て、制度の後ろ盾を得て、当然取つて当たり前ということになるんじゃないですか。

実習実施機関にしてみると、工賃は全然上がらない、技能実習生の監理費だといつて五万円取られるところが、これがもし一円で済むんだったら、その残りの四万円の分はこれは実習生に払えるんですよ。そういう重大な問題なんですから、この監理費の水増しだつたり不正だつたり、これを絶対しないために基準を明確に定めて、これをシビアに審査していく、不正は排除するということがこれから絶対必要だと思いますが、いかがですか、政府。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

新制度につきましてでございますけれども、法案の二十八条におきまして、監理事業に通常必要な経費を勘案して主務省令で定める適正な種類となる経費を勘案して主務省令で定める適正な種類

具体的にこれをどういった形で確認をするかと
いうことについては今後検討してまいることにな
りますけれども、できる限り明確な基準を示すこ
とにより、適正な額の監理費の徴収が行われるよ
うに努めてまいりたいと考えております。

○仁比聰平君　おっしゃるように、二十八条にそ
うした規定があつて、その考え方について今具体
的に示されたわけですが、この二十八条の二項に
は、適正な種類及び額の監理費というふうに規定
をされているわけで、具体的な金額をこの
適正か否かの判断基準になるものをこれ示すと、
そういうふうに受け止めていいわけですか。

○政府参考人(宮野甚一君)　これ、具体的な基準
につきましては、どういう形でお示しをするかと
いうことも含めて今検討をしてまいりたいという
ふうに考えております。

○仁比聰平君　どういう形で示すかというのを検
討するといつて曖昧にしてしまつたら、結局、幅
があるとか考え方しか示されないとかいうことに
なると、今私が指摘している問題が繰り返される
わけですよ。そんなことに絶対にしてはならない
と厳しく申し上げておきたいと思うんですが、

もう一点、お金の問題で、そのガイドラインの
六ページに、送り出し管理費という項目の意味や
在り方が書いてあります、この送り出し管理費
というのは、外国の送り出し機関、例えばペトナ
ムの送り出し機関が実習生の送り出し業務に要す
る費用として実習先が監理団体に払うというふう
になつてゐるわけですよね。監理団体が送り出し

機関に払うということになつてゐるわけですけれども、この送り出し管理費というものをどんなふうに規制をしているのか。

私、いろいろ伺いますと、例えばベトナムの送り出し機関が請求しているもの以上に水増しをする、そういう送り出し費用が掛かるんだと言つて、実習先から取つて、ベトナムの送り出し機関には払わない、そこで不正な収益を手にするというやうり方。もう一つには、その送り出し機関と結託して、あるいはその送り出し機関を我が支配下に置いて、大きな水増しされた請求があつたようにさせて、その水増し分を母国、例えばベトナムに行つて受け取るとか、あるいはベトナムに事業展開して、その資金に使って、もう日本にも持つて帰らずにやりくりをするとか、そういう手口が存在するのではないかと思うんですね。

お手元に、今のこのガイドラインの続きに、先ほど来議論になつてゐるJITCOのホームページページにある、ベトナム労働・傷病兵・社会省の「日本へのベトナム人技能実習生送出し業務の運営是正について」という通知をお配りをしています。ちょっととめくついていただきまして、三ページ、かなり具体的にいろいろ書いてあるんですけども、管理費というのがあります。これが送り出し管理費のことだと思いますが、「管理費は一人当たり一ヶ月五千円を下回らないものとし」というふうにあります、これ入管局長、そのとおりですね。

○政府参考人(井上宏君) 突然のお尋ねじやないんですよ。政府の文書としてJITCOが紹介をしているこの文書の、今申し上げた管理費は一人当たり一ヶ月五千円という文書の存在は答弁できるでしよう。というふうに申し上げたら、それが答弁できぬと言つてゐるから今あえて聞きました。それは、先ほど石橋議員の質問に対する御答弁よりも含め

○仁比聰平君 突然のお尋ねじやないんですよ。昨晩、私が通告をして、少なくともこのベトナム訳ありません、ちょっとそこ、今具体的に把握できておりません。

て、二国間協定、これから進めると言うけれども、これまでの政府の取組というのは一体何なのかと、その構えが問われているということを厳しく指摘をせざるを得ないからです。

だつて、ベトナム政府が出しているわけですが、こういう通知を。具体的に金額まで示しておるわけですよ。送り出し管理費についても、これが不正があるならば不正行為認定をするのが法律の立場なはずです。だつたら、送り出し側がいういうふうにしているのか、これ、当然知つて当たり前といいますか、当事者でしよう。そそれをお答えになれないわけですから、一体どうなつてているんだと。

ここで、管理費一人当たり一ヶ月五千円を下回らないと言つてゐるけれども、この五千円というのがそういう意味じゃ一つの基準になるんです。日本円にすれば一ヶ月五万円になるわけですから、これでも相当な額なんですね。ところが、これを、一万円と言つて水増しして請求をさせたり、あるいは一万円払わなきゃいけないからと実習実施機関に言つて送り出し管理費を徴収したりしているというのが現実です、監理団体が。その現実に対し調査をし、不正行為認定をしたことがありますか。

○政府参考人(井上宏君) 今委員お尋ねの送り出し管理費に係る不正行為認定を行つた事例の有無についてお尋ねになりますが、この点も改めて調査させていたしましたが、過去五年間に御指摘の理由で不正行為認定した事例はございませんでした。

○仁比聰平君 つまり、不正な収益を得る様々な手口をこれまで入管を始めとした政府は残念ながら見逃してきたわけです。不正行為認定されない、この実習制度の中から排除されないとになれば、それはどんどんどんどん広がっていくわけですよ。

お手元の資料の一枚目に、そうした中で我が當が衆議院の委員会の質疑でも取り上げてきた、福山に所在する櫻花協同組合という監理団体、受入れ団体の櫻太吉という参与の名前が出た「外国人

(ベトナム) 技能実習制度説明会」という資料をお配りしました。これ、主催は公益社団法人ビルメンテナンス協会で、真ん中の宣伝文にあるように、「建設業をはじめ各産業においては、土建工事における人手不足となつておらず、ビルメンテナンス業界においても求人難や人材不足に悩まる企業が多く見受けられ、少子高齢化の国内供給では、解決が困難な課題となつております。」と。こういった、私、出稼ぎ労働の実態ではないかというふうに申し上げてきましたけれども、そうした中でビトナム実習生を活用しませんかという会だと思はれていますが。

そこで、概要を、制度を説明し、事例報告など、その中心になつているのがこの櫻太吉といふ人が参与になつてゐる櫻花協同組合なんですね。この櫻花協同組合の組合の中の資産をめぐつて民事事件がありました。その組合の役員が業務上過失罪に問われた事件ですけれども、検察の起訴によれば、櫻花協同組合が設立をされた二〇〇八年から四年ほどたつた二〇一二年の一月から翌二〇一三年三月末までの一年余りの間に、ある役員が計一億三百七十九万六千円をその組合の口座から引き出し、そのうち約二千万円を着服したという、そしたら被疑事実なわけです。

これ、つまり、四年ぐらいやつていて、そねから一年間に一億円以上のこの組合の運営費が、いうのが入つてくるということになつていて、いうことなんぢやないんですか。監理団体は専門家であつてはならないわけでしょう。そうしたら、監理業務のそれなりにコストが掛かるわけですから、入ったお金は出していくというのが当たり前のじゃないですか。何でこんなお金がこんなふうにたまつていて、で、着服するなんていふようなことになるのか、理解がかなわないと。

ですから、労働組合が入管の現場の方に、不正行為として調査をし認定をすべきだというふうに求めにきたにもかかわらず、入管は、事業協同組合なので労働団体ではない、不正の類型にはないとして調査をしていないと伺いますが、これ調査本

まず、新制度におきましては、監理団体の許可を受けようとする者は、申請書に監理事業を行つ事業所の名称及び所在地を記載して主務大臣に提出しなければならず、申請書には監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書を添付しなければならない、さらに、事業所ごとに監理責任者を選任しなければならないということとされているところでございます。

したがいまして、こうした監理事業を行う事業所ごとにこうした申請をしていただくという必要がござります。

○仁比聰平君 ところが、この事業所というのは、不正があつて労働組合が訪ねてみると、看板も掛かっていないマンションの一室で、ここでピコンボン鳴らしてやつと人が出てきたと思ったら、若いベトナム人の留学生が一人いるだけ。もちろん、日常的な監理だつたりをする体制なんて全くないわけです。実態はないんですね。それ

が、今訪ねていったと言つて申し上げたのはこの間の正月の話ですから、現に横行しているわけですね、ホームページは昨日これ取つたのですから。そうした監理団体をどう適正化するのかといふことなんですよ。

今、法案についてお話をありましたけれども、法案の二十三条で許可を得ようとするときの申請の項目がありますが、監理事業を行う事業所ごとに事業計画書を出さなきゃいけない。その事業計

画書には、実習監理を行う実習実施者の見込み数、技能実習生の見込み数、その他監理事業に関する事項を記載しなきゃいけないとなつていて、二十五条に許可の基準として、私大事だなと思うんですけれども、三つの点が記載されています。

つまり、営利を目的としないものであるということと、そして、監理事業を適正に行うに足りる財政的基礎を有するものであること

と、私が尋ねている能力という問題でいいますと、三十九条の三項の主務省令で定める基準だという

くということはなかなかかえつて本質から離れてしまおそれがあるところでございまして、省令の中などでどこまで明らかにできるか、具体的に明確にできるかということ、今、厚生労働省等とも共同していろいろ検討しておるところでございます。

今後、国会での御審議等も踏まえまして、運用しやすく、それが相手方にもなるべく伝わりやすい、できるだけ良い基準を定める方向で引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○高木かおり君 この監理費の中身、なかなかケース・バイ・ケースで、きちっと明確にするのは難しいというお話をございましたけれども、監理団体につきまして、どれだけ新制度になつても、やはりこの運用面で良くない監理団体というのは排除していかなければならぬ、少しでも実習生の保護につなげていくことが大変重要なわけだと思いますけれども、そこにはやはりこの監理費について、中身や額、こういったこともこれから運用していく中できちんと基準を定めていくことがあります。

それでは、次に、送り出し機関について進めさせていただきます。きちんと御検討をいただきたいこの委員会でも、送り出し機関については何度も議論が交わされてまいりました。監理団体とともにこの技能実習制度の中でネットでつながっているのがこの送り出し機関だとも言えます。しかしながら、御答弁の中では、送り出し機関は海外の機関であるから日本で規制することがなかなかできない、国内にある監理団体をしっかりと法で規制することで悪質な送り出し機関を排除していく、こういったことが御答弁の中でも繰り返されていましたように思います。

要するに、この監理団体が優良な送り出し機関と契約するということが重要になつてくるかと思いますけれども、先ほど申し上げました監理団体さんにお話をお聞きしましたときに、送り出し機

関としては、実習生候補を確実に日本へ送り出すために監理団体を選んでもらわないといけない、そのため監理団体は送り出し機関にとってはお客様であると、送り出し機関は自国で、うちに来たら確実に日本へ行けますよとアピールをしていると、まず将来の実習生から入学金を払つてもらつて、それが監理団体に今流れていると、そして一部の監理団体が、実習生を受ける代わりに個人的にお金を受け取つていると、こういった実態があるとうお話もされておられました。

○保証金や違約金の契約があることによりまして、実習生は実習が継続できなくなると思って不当な扱いも申告しづらい状況になつては外國の機関ですから、保証金の徴収等の不正が疑われたとしても、その事實を我が国の地方入管局が実態調査するのは難しいでしようし、外國に對しまして直接権限行使ができない以上、不適切な送り出し機関の排除にはやはり限界があるのだなというのも理解ができます。

では、外國の送り出し機関ではあるけれども日本に窓口となる拠点を置いているような場合、日本国内における技能実習生に対する不当な扱いで日本窓口に對してはどのような対処をされるんでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(井上宏君) 送り出し機関の職員が日本で活動する場合に関する御指摘でござります。

仮に、そうした送り出し機関の職員が日本国内で、例えば旅券を預かるとか私生活の自由を制限するなど、不正行為に当たるような人権侵害行為等を行つてゐることが判明したような場合には、まずもつて主務大臣、これは新法の下ではどうなが民衆のお話であるということから、今までなかなか適正な送り出し機関を見極めることができなかつたのかもしれません。外國のことでこちらからは手を出せないということもありますけれども、相手政府と協力体制を取りながら適切と認められるものを認定するとなつておりますけれども、どのように思ひますかと本当に優良な送り出し機関の選定ができるのかということが問題であると思いますけれども、どのような点が適當と認められたらいのかも示されていないところも懸念されるところであります。

○高木かおり君 ために監理団体を選んでもらわないといけない、そういう悪い行為の記録というのを残しまして、以後、当該監理団体の許可でありますとか技能実習に日本へ行けますよとアピールをしていると、まだ監理団体が今流れていると、そして一部の監理団体が、実習生を受ける代わりに個人的にお金を受け取つていると、こういった実態があるとうお話をされてもらいました。

○保証金や違約金の契約があることによりまして、実習生は実習が継続できなくなると思っては外國の機関ですから、保証金の徴収等の不正が疑われたとしても、その事實を我が国の地方入管局が実態調査するのは難しいでしようし、外國に對しまして直接権限行使ができない以上、不適切な送り出し機関の排除にはやはり限界があるのだなというのも理解ができます。

また、それと同時に、送り出し機関に対しましてもこののような事実があつたことを通知いたしまして、送り出し機関においても不適切な送り出し機関として排除を求めていくということになります。

○高木かおり君 送り出し機関に対する適正な対処をするということでしたが、私の質問の方は、日本にある窓口に對してどういった対処をされるのかという質問でございましたけれども、その点、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) 日本にござります、送り出し機関の言わば支所といいましょうか、でござりますので、その人の活動がすなわち当該外國の送り出し機関の活動そのものであるということで、当該送り出し機関からの受け入れを止めなどの対応策を取るという、そういう考え方でございます。

○高木かおり君 分かりました。是非、日本の送り出し機関に対する対策等も併せて今後講じていただきたいというふうに思つております。

○高木かおり君 繰り返しになりますけれども、やはりそもそもが民衆のお話であるということから、今までなかなか適正な送り出し機関を見極めることができなかつたのかもしれません。外國のことでどちらかは手を出せないということもありますけれども、相手政府と協力体制を取りながら適切と認められるものを認定するとなつておりますけれども、どのような点が適當と認められたらいのかも示されていないところも懸念されるところであります。

○高木かおり君 法的拘束力のない取決めを結ぶ理由として三つ挙げられておられましたけれども、やはりこの取決めの内容はそのままでも取決めの実効力に差が出てくるのではないかというふうに懸念をいたします。

きちんと本当に優良な送り出し機関の選定ができるのかということが問題であると思いますけれども、法的拘束力のない二国間取決めであつても厳正な送り出し機関の適正化を図る、実効性は先

ほど担保される、できるとおっしゃつておられましたけれども、もう一度、この実効性、本当に担保されるんでしょうか、再度お聞かせください。

○政府参考人(井上宏君) お答え申し上げます。法的拘束力はないといいましても、二国間の取決めの作成を通じまして技能実習制度に関する両国間の共通の認識と意図について文書で明示的に一致させることができますので、両国がその内容を誠実に履行することができますのであります。

送り出し国によって認定された機関が仮に不適正な送り出し機関であると考えられるような場合には、我が国としましては、相手国に対し事実関係を照会するとともに必要な対応を求めいく考えでございまして、そのような場合には、まずは相手国の対応を待たずに我が国の方で当該送り出し機関からの技能実習生の受け入れを技能実習計画の認定の中で厳格にして、そこで排除していくといふことも考え方として、そこで排除していくといふことも踏まえまして、実効性は十分に確保されていくものと考えております。

○高木かおり君 実効性は十分に確保されるという御答弁をいただきました。是非ともしっかりとやつていただきたいと、いうふうに思いました。それでは次に、この法案の審議の中で何度も失踪について私取り上げてまいりましたけれども、この技能実習制度の問題は失踪問題と切り離して考えることはできないと思っております。

十一月一日の委員会でもお話をいたしましたように、この制度における研修生及び技能実習生の失踪者の数でありますけれども、平成二十三年度で一千五百四十四名、それが平成二十七年度には五千八百八名と約三・七六倍に増えている。こうやってどんどん失踪者が増えていくといふのは一體どういうことかと本当に心配に思うわけであります。

連合審査の折に我が党の東議員も同じことを申しておりますけれども、そのとき井上局長から

は、失踪の動機といたしましては、技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉えてより高い賃金を求めて失踪する者が多数であることが判明してございましたと、そういった御答弁がございました。

技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉えて、より高い賃金を求める失踪する者が多数というこの現状を知りながら、それでも技能実習制度を拡充していくのか、確認させていただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) 現在まで行つてきた失踪への対策についてのお尋ねでございました。まず一つ目として行つてきたことは、失踪者を

多數発生させている送り出し機関とか監理団体に係る技能実習生の受け入れの申請があつたときには

これは厳格に審査するということ、それと同時に、実習実施者や監理団体に対して技能修得の意欲が認められる者を選抜するよう指導するという

ような対応が基本でございます。

もう少し敷衍いたしますと、厳格な審査とはど

のようなことかということでござりますけれども、具体的な受け入れ申請が参りました場合に、そ

の監理団体が前に多数の失踪を出しているような

ときには、その前の失踪の経緯とか原因を、これ

をまず分析させて、どのような対応を当該機関が取つてきたのかということを検証させるというよ

うなこと、さらには、その送り出し機関をどうし

て選んだのかとか、その実習生をどうやって選抜

してきたのかと、そのような具体的な方法に何か

お尋ねですけれども、井上局長から、どのような

ての、どのような対策を講じておられますけれども、今後、法改正をされてしまうことがありますけれども、これは、具体的に新制度でありますけれども、共同通信の調査では、現状、外国人の技能実習生は全国の自治体の七七%に存在すると

いうような状況であると。つまり、技能実習生は今や日本社会に深く浸透している非常に大きな課題だというふうに考えております。

大半は眞面目に技能実習に取り組んで、母國の発展のために人材の方たちだと思いますけれども、ですので、私はこの技能実習法案には賛成の立場ではございますが、しかしながら、その一方で、失踪者対策、これが手薄になつてゐるのでないかと、もっとしっかり取り組んでいただきたいというふうに強く思つておるわけであります。

なぜこれだけ何度もお願いしているかと申しますと、失踪者とか不法滞在者、これが増えてきているという現状の中で、やはり犯罪が心配になつてくるわけであります。国の治安が悪くなるのを放つておくわけにはいきません。

その犯罪の件数ですけれども、在留資格別の刑法の検挙人数、これを見ますと、在留資格が技

能実習である刑法犯は平成二十四年が二百三十七人であるのに対しまして平成二十七年は六百四人、これ、刑法犯の検挙人数見ても二・五五倍に増えてきているわけです。一方、在留資格が技能

実習である外国人の数でありますけれども、平成二十四年が十五万一千四百七十七名、そして平成二十七年が十九万二千六百五十五名、約一・二七倍、人数との対比で見た検挙人数も約二倍に

なつてきている、これが現状であると。

以前もこの委員会では、日本は、今後、超高齢化社会を迎える中で、介護人材が三十八万人ほど

の不足が懸念されるところでありますけれども、今回のこの技能実習生ですとか在留資格の介護、

こういったものに頼るのではなく、あくまで国内での振り起こしというお話をございました。しかしながら、国際貢献として介護を技能実習の一つに加えて、入管法でも介護を加えるというのが今

うふうに御答弁がございました。

失踪者を減らしていくという点では一致していると思いますけれども、では、具体的に新制度でありますけれども、この技能実習生の失踪を減らすために、何度もお聞きしているかもしれません、どのように取り組んでいくのか、再度お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) 新制度の下におきましては、現行制度での対応に加えまして幾つかのことを新たにしてまいりたいと考えております。

まず一つとしては、送り出し国との政局間決済によりまして、送り出し国や送り出し機関による技能実習生に対する制度趣旨の周知徹底を求めるほか、高額な手数料等を徴収する送り出し機関

のほか、技能実習法案では、技能実習生に対する人権侵害の禁止規定や罰則、技能実習生からの相談受付体制の整備等も盛り込んでおりまして、受け入れ機関側の問題による失踪にも対応してまいりたいと思います。またもう一つ、入管法の改正法案におきましては、技能実習生の逃亡にも対応できる新たな在留資格の取消し事由を創設することとしております。

このような対策を総合的に活用いたしまして、失踪の減少に努めてまいる所存でございます。

○高木かおり君 是非ともこの失踪の対策というのはしっかりと丁寧に着実に行っていただきたいと思います。それがひいては実習生の保護にもつながつていくと考えております。

それでは、次に、介護についてお伺いをしていきたいと思います。

これまで報告させるなどのことをして、その中でより適切な、適正な受け入れが進むように、それが制度の趣旨のつとつた受け入れとなつて失踪が減るようなことにつながるような意味で、そのような指導をしておるということでござります。

これを我が党の東議員が連合審査でも指摘したところ、井上局長から、どのような犯罪予防の措置をとるかということはこれ政府全体で取り組むべき側面もあるうかと思いますが、少なくとも、

技能実習に固有の問題で入管当局としてできるこ

とという観点でお答えしますと、やはりそこは、一つは失踪を減らしていくことがあるとい

回の法改正であると思っております。介護の人材は、今後、発展途上国でもニーズがあるとのお答えでございました。

先日、参考人質疑のときにお越しただきましたレロンソン参考人のお話では、ベトナムの話になりますけれども、ベトナムの平均年齢は二十八歳、三十歳以下の人口が六割ということございました。ちょうど日本でいえば戦後の復興期の人構成に近いのではないかと思います。そうすると、ベトナムが現在の日本のような高齢化社会を迎えるのは三十年後、四十年後のことではないかなと。まだまだ若い方が多い国であると思いま

す。そういう中で、有田議員の方からも同様の質問等もございましたけれども、現時点で送り出しが何から介護職種のニーズというのが本当にあるのかどうか。先ほどございましたけれども、二〇〇九年に制定された法律には高齢者は家族が担うということになつていて、ハノイにはそういう施設、全体にはあるんだと。ということは、今そんなんに働く場所があるのかどうかというのには多少疑問に感じるわけであります。

そういうことも含めまして、再度、この介護職種のニーズが本当にあるのかどうかについてお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

開発途上国、特にASEAN諸国におきましては、今後我が国以上のペースで高齢化が進展することが予測されております。

今御指摘のベトナムでございますが、いわゆる高齢化社会の目安と言われております老人人口比率七%。それから高齢社会と言われています老人人口比率七%から一四%まで移行するのが十五年で移行するだらうという予測がござります。ちなみに日本の場合、これも急速と言われておりますが二十五年で、日本よりも十年速いペースで高齢化

が進展するだらうという予測が立てられているところでございます。このため、これまでに日本が蓄積してきた介護に関する知識、技術の取得でございますとか人材の育成に対するニーズは今後増大しているものと考えております。

実際にベトナムからは、今後ベトナムでは一層速いスピードで高齢化が進み、介護技術の取得と普及に対するニーズは増大することが間違いないと考えられ、特に認知症のケアや自立支援の技術などの面でケアの方法と事例が既に豊富にある日本での介護技術から大いに学びたいといった趣旨の御要望をいただいているところでございます。

このように、将来の高齢化を見据えて、その対応の一環として介護職種の送り出しを要望されるものと考えているところでございます。

○高木かおり君 今の御答弁では、高齢化の進展が日本よりも十年早くして、七%から一四%に十五年でなるんだということで、ニーズはあるといった趣旨の御答弁だったかと思います。

私は、このベトナムの将来の介護職種のニーズという、もちろんそれもあるのかも知れませんけれども、やはりこの日本の現在の介護人材不足の方が喫緊の課題のようにも感じているわけでございます。職種を対象職種に加える理由というのが不足する介護人材確保対策でないとするならば、以後どのようにしてこの介護人材を確保していくかと前回お尋ねさせていただきましたら、国内には様々な人材がいらっしゃるので、そういう人材をいろいろな形で活用していく、潜在介護人材の呼び戻しのための再就職準備金の貸付額の増額ですとか、また、月額平均一万円相当の処遇改善などを行う、またICTや介護ロボットによる生産性の向上、現場負担の軽減、職場環境の改善、それから保育施設の開設等の職場環境の改善、らゆる施策を動員して介護人材の確保に取り組んでいくというふうに御答弁をいただいたかと思います。

で拡充策へ進むのが本当であるのではないかとうふうに思ふんですけれども、今回この制度の適正化と拡充を同時に行うのであれば、速やかにこの運営体制を確立して確実に運用していくといふことが必要になつてくるかと思いますけれども、今後の技能実習制度の運用につきまして、是非とも厚生労働副大臣の方から簡潔に御決意、お願ひをいたしたいと思います。

○副大臣(橋本岳君) まず、ベトナムの現状についての御質問、先ほどございまして、審議官が答弁を申し上げたんですが、補足をさせていただきますと、実は九月にインドネシアのジャカルタでASEAN社会福祉大臣会合というものがございまして、私の方が出席をしてまいりました、ASEANプラス3という枠組みでございますけど、そこで私の方から下手な英語で発表したんですけど、今後ASEAN諸国も、日本も高齢化というプロセスをたどっていますが、ASEAN諸国も今後もっと急速なペースで高齢化をすることが十分予測をされますということを申し上げ、その上で、日本も今後必要な協力を様々なものを含めてさせていただきたいというようなことを申し上げましたら、急に拍手をいただきまして、ちょっと下手な英語で一生懸命しゃべつていて拍手されたので、しゃべっていた方が驚いたみたいなことがあつたんですが、本当にそれだけ各国、今はまだ若い国であったとしても、今後どうなるんだろうということに対して様々な心配があるんだなどいうことは肌で感じたところでございます。

であるからして、しっかりと、この技能実習の制度あるいは今御検討いただいている法案は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図つて、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力をする国際貢献という制度目的を徹底するためのものでございまして、実習生が適正な実習環境と保護体制の下で安心して技能の修得に専念できることを目的としております。制度を運用しながら時間もなくなつてしまいまして、最後に、技能実習は適正に運用がなされていくことで日本の国際貢献となり、送り出しの国が発展に寄与できる制度だと思っております。制度を運用しながらO高木かおり君 実体験を基に御答弁いただきました。

時間もなくなつてしまいまして、最後に、法務大臣の御決意をどうかよろしくお願いいたします。

○國務大臣(金田勝年君) 委員のただいままでの議論をお聞きしておりますと、まさにそういう思いをよく受け止めた次第であります。

の拡充策を適用しているわけでございますけれども、今、先ほど申し上げたような海外からのニーズというものを踏まえて、法案が成立した際には速やかに新しい制度を的確に運用していく、そして、そのことを通じて委員会審議でも様々な御懸念があつたことは私たちも受け止めておりますので、そのための体制づくりに着手をしていきたい、このように考えております。

具体的には、主務省令等の基準の策定、あと、外国人技能実習機構を設立しなきゃいけません。さらに、法務省はもとより、関係省庁とも連携をしながら、地域ごと又は職種ごとに必要な情報の共有や課題解決を図るために協議会の設置など、各般の準備にしっかりと取り組んでまいりたい。そのことを通じて、海外の各国のそうしたニーズ、あるいは実際に来られる美習生の方々にしっかりと技能を身に付けていただいてお国で活躍をいただく。そして、私たちとしては、国際貢献をするんだ。その目的をしっかりと果たしていきたいと、このように考えているところでございます。

O高木かおり君 実体験を基に御答弁いただきました。

時間もなくなつてしまいまして、最後に、法務大臣の御決意をどうかよろしくお願いいたします。

○國務大臣(金田勝年君) 委員のただいままでの議論をお聞きしておりますと、まさにそういう思いをよく受け止めた次第であります。

に確立をしていくことがます重要であらうと、こういうふうに考えております。

これと併せて、技能実習を適正に実施できる実習実施者や監理団体のみが優良と認定されるような適切な基準を省令等で設けました上、主務大臣及び機構において厳格な審査を実施していく、そして、真に優良な受入れ機関のみが拡充の対象となるよう確実な運用をしていくことで技能実習制度のより一層の適正化を図つていくつもりであります。

○高木かおり君 ありがとうございました。

時間が参りましたので、これで終了させていた

だまたいと思います。

○委員長(秋野公造君) 午後一時四十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

○委員長(秋野公造君) ただいまから法務委員会を開いています。

委員の異動について御報告いたします。本日、石橋通安君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君が選任されました。

○委員長(秋野公造君) 休憩前に引き続き、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。
○糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。出入国管理及び難民認定法改正案について伺い

ます。まず、先週の私の質問の入管法七十条の二に関連した質問ですが、不法入国等により起訴され、そして刑事裁判となつた場合に、条約難民のみが刑を免除され、日本政府が認めた人道配慮による在留許可者は刑が免除されないということがある

のかどうか、伺います。難民としては認定されないものの、人道配慮による在留許可を受けた人は刑法が免除されない可能性はあるのでしょうか、また、その場合の対処方法を法務省はどうのように考

えていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

お尋ねの入管法七十条の二の規定は、不法入国等の罪を犯した者につきまして、難民条約上の難民に当たる場合その他法定の要件を満たす場合にはその刑が免除されるという規定でございます。

この規定は、難民条約の三十一条とという規定を受けて設けられた規定でございますので、同条の趣旨に従つて解釈をしておりますので、そこで言

うところの難民は条約上の難民に当たりますので、我が国の難民認定手続において、難民とは認められず、人道的配慮から特に在留を許可されたにすぎない者につきましては、この条文における難民には当たらないわけでございます。では、本法案で新設される不正上陸の罪、これも七十条の二の対象になるわけでございますが、その罪で起訴された場合に刑の免除が得られるのはどのような場合かといいますと、その刑事裁判において条約難民と認められて法律上の他の要件も満たした場合でございます。

したがいまして、仮に、条約難民ではない、在留特別許可であったとした場合には免除は法律上は得られないわけでございますが、実際の罰則の適用に当たりましては、それは虚偽申告をするに至つた事情なども情状として考慮されると思われますし、入国管理局といたしましても、そうした事情を踏まえて、眞に処罰に値する事案について捜査機関に処罰を求めていくことになります。

○糸数慶子君 是非善処していただきたいと望

ります。やるのでしようか。実際に充実強化に着手しているのでしょうか。しているとすればどんなことをしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

委員御指摘の件につきましては、昨年九月に法務省が公表した難民認定制度の運用の見直しの概要において、UNHCRの協力を得て、管理者クラスを対象とした難民認定実務者研修を新たに実施するとともに、これまで定期的に実施している出身国情報に関する研修、事例研究等の実務研修についても、内容の更なる充実や回数の増加を図ることとして取り組んでおるところでございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、通訳人に対する研修の構築や通訳人の能効して申し上げますと、まず難民調査官等に対する研修についてございますが、従来から申請者の出身国情報に係る研修等がありますとか事例研究に関する研修等を行つてきているところでございますが、その内容を充実させたり回数を増加させるなどしておるところでございます。

また、昨年十一月以降、新たに管理者クラスの職員を対象とした研修を実施しておるほか、今年度からは初任者研修のフォローアップを目的とした研修や、難民調査官のニーズに基づくより実践的な研修も実施する予定にしております。

次に、難民審査参与員の関係でございますが、従来から年に一回、UNHCRと日弁連の共催による難民審査参与員との懇談会が実施されているところですが、昨年十一月以降、UNHCR本部職員や外国の政府職員との意見交換会を実施したり、UNHCRによる難民審査参与員に対するブリーフィングを実施しております。その結果、研修の頻度としましては、平成二十八年度にはUNHCRの協力を得て行う研修の数が十三件となります。

入国管理局といたしましては、引き続きこのような取組を通じて難民認定制度に携わる人材の育成に努める所存であります。

○糸数慶子君 形式的なものではなく、現場の調

査官にHCRがしっかりと食い込んでいけるような内容として頻度のものでなければならぬと思

いますが、改めてお伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えをいたしました。UNHCRから全

面的なその充実についての協力を得ることができます

ておりまして、先方からこんな研修はどうだとい

う御提案もいたいたりしている中でプログラムを増加させておる状況でございますので、今後とも、そのような関係を維持しつつ、自身のより詰

まつたものにしていきたいと考えております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、通訳人に対する研修の構築や通訳人の能力を客観的に評価する仕組みの導入はどのようにしているのでしょうか。通訳が粗悪であれば、正しい事実認定は不可能です。

法務省としては、当然、通訳予算を十分に確保されて、質の高い、また中立的、通訳倫理に従う通訳の確保が必要だと思います。そのための具体的なめど、そして方策の検討には着手していらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、通訳人の能力というの

非常に重要な要素でございます。

昨年九月に法務省が公表した運用の見直しの概要におきまして、難民認定行政に係る体制・基礎の強化の項目の中で、難民認定申請手続又は異議申立て手続に携わる通訳人に対する研修を実施することとしておりまして、現にそれを実施しておりますところでございます。

具体的に申し上げますと、有識者の協力を得な

がら、昨年十一月、二日間にわたって難民認定手

続等に携わる通訳人に対しまして研修を実施いたしました。また、本年七月には二回、UNHCR

の協力を得まして、同じく難民認定手続等に携わる通訳人に対しまして研修を実施しておるところ

でございます。

このように、当局では、現在、難民認定手続等に携わる通訳人の質の向上などに向けた取組に着手しており、引き続きこのような研修を実施して

<p>いくこととしておりますが、そのことを通じまして質の向上を図るとともに、今後通訳人の能力を客観的に評価する仕組みの導入についても検討していく所存でございます。</p> <p>○糸数慶子君 以上のような、政策懇、そして難民問題専門部会から提言があつた検討課題は棚ざらしにされずにきちんと実行に向けて実施されしていくことが重要と考えます。そこで、大臣にお伺いをしたいと思います。</p> <p>○國務大臣(金田勝年君) 第六次出入国管理政策懇談会及び難民認定制度に関する専門部会からは、眞の難民を迅速かつ確実に保護する観点から難民認定制度の在り方に關して様々な御提言をいたしております。</p> <p>法務省では、これらの御提言を踏まえまして制度の運用の見直しを検討し、昨年の九月には難民認定制度の運用の見直しの概要としましてその内容を取りまとめをしております。</p>	<p>十一月十五日の委員会並びに本日の委員会で私どもの入国管理局長からも御説明をさせていただいているように、現在具体的な施策の実施に取り組んでおりまして、既に実現しているものもあるわけではございます。</p> <p>法務省としては、今後も、有識者の方々からいただきました提言を生かしまして、難民の迅速かつ確実な保護に努めてまいります。引き続き、しっかりとお願いをいたしたいと思います。</p> <p>次に、外国人研修制度の適正化策についてお伺いをいたします。</p> <p>対象職種の拡大については、現在、技能実習制度推進事業等運営基本方針におきまして、厚生労働省職業能力開発局長が有識者により構成する技能実習評価試験の整備に関する専門家会議を開催し、同会議におきまして、評価の基準、評価の方針、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種、作業を公表するものとするというふうにされています。</p> <p>職種の拡大が関係業界の意向に沿つた恣意的な</p>
<p>ものとならないよう、対象職種の拡大について、厚生労働省に置かれた専門家会議での議論を公開し、透明性を確保する必要があると思います。具体的には、専門家会議での対象職種に関わる試験の採点基準や合否の判定基準はともかく、職種の追加に関しては公開し、議事録作成を含めて透明性を確保すべきと考えます。また、同専門家会議には既存の対象職種の検証を行い、その技能実習ニーズを再確認する機能を持たせるべきと考えます。どうでしょうか。厚生労働省にお伺いいたします。</p> <p>○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。</p> <p>まず、専門家会議の審議内容でございますけれども、実習生が受検する試験の採点基準など非公開部分を除きまして、現在おきましても議事要旨を公開しているところでございます。今後とも透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、御指摘の既存の職種の検証についてでございますけれども、送り出し国側の技能実習ニーズに疑義がある場合につきましては、必要に応じ専門家会議におきまして議論をしていただこうことにしたいと考えております。</p> <p>○糸数慶子君 送り出し国側の技能実習ニーズについてでございますけれども、送り出し国側の技能実習ニーズに疑義がある場合につきましては、必要に応じ専門家会議におきまして議論をしていただこうことにしたいと考えております。</p> <p>○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。</p> <p>御指摘の、地域ごとの産業特性を踏まえた職種や企業単独型において社内検定を活用する職種を追加する場合にも、現行制度と同様に、同一の作業の反復のみではないこと、送り出し国の実習ニーズに合致すること、実習の成果を評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たすことを厚生労働省に設置している専門家会議で確認することとしております。国際的な技能移転という制度本来の目的に沿つて追加の可否を判断をする、これにつきましては従前と同様というふうに考えております。</p>	<p>○糸数慶子君 では、改めまして、出入国管理及び難民認定法改正案についてお伺いしたいと思います。</p> <p>○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。</p> <p>まず、現行法のことです。入管法第二十二条の四第一項第六号に、三ヶ月以上にわたつて在留資格に応じた活動を行つていないと認められる場合には在留資格の取消しが可能であると定めています。これは、一定期間にわたり、許可された在留資格に応じた活動を行つていないことから、既に当該在留資格は形骸化していると認められ、そのような在留資格を与え続けることは在留資格制度の適切な管理の観点から適当ではない場合に対応できるようになります。</p> <p>しかし、実際には、深刻化している技能実習生の失踪問題等に関連しまして、例えば実習先から失踪した技能実習生が全く別の事業場で就労している場合など、三ヶ月の経過を待つまでもなく、既に当初の在留資格が形骸化していると認められ、在留資格を与えて続けておくのが適当ではない事案が発生しているところでございます。</p> <p>現行法の規定に基づくと、このような者を発見しても在留資格の取消しを行うことができません。一旦は有効に与えられた在留資格とはいえ、それが既に形骸化していると認められる場合にも、これは是正するための措置がとられないのでは、在留資格制度の適正な管理の観点から問題があると考えられます。また、三ヶ月の経過を待つ間に再び失踪してしまって、その結果、不法就労や不法残留に移行する事例もあり、そのような事態を防止する必要もございます。</p> <p>そこで、単に所定の活動を行つていないとどちらず、正当な理由がないのに他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、本法において行おうとする活動が既に当初の申告内容から変質してしまっており、在留資格が形骸化し、在留資格制度の適正な管理の観点から、もはや当該在留資格を与え続けておくのが適当でないと認められることから、三ヶ月を待たずして在留資格の取消しを可能とする取消し事由を追加することとしたものでございます。</p> <p>○糸数慶子君 他の活動を行おうとして在留するというのはどのような場合を想定しているのか、具体的かつ詳細に教えてください。例えば、次のようないケースは正当な理由に該当するのでしょうか、それとも第五号に該当する可能性があるとしても意見聴取を行う対象となるのでしょうか、お伺</p>

いいたします。

まず、具体的に申し上げますと、在留資格、この留学の例をお伺いしたいのですが、日本語学校や専門学校で学ぶ外国人の中には、夢を抱いて来日したけれども、実際には母国で伝えられた情報とは異なっていたということが少なくあります。以前は、日本語教育振興協会 日振協が日本語学校を認定した上で、留学、旧就学ですが、この留学の在留資格のチェックをしていましたが、現在では日振協による事前チェック機能がなくなりたため、悪質な日本語学校が乱立しております。また、専門学校に入学したけれども、学びたい授業内容ではなかつたり、専門によつては卒業後日本で就職できないという方もいらっしゃいます。

このように、自らの夢を実現するために最初に入学した日本語学校に通うのをやめ他の学校へ再入学しようとした場合、新たな第五号の取消し事由に該当するのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

行おうとして在留しているということをございますが、例えば、不法就労先のあっせんを受けて転居した場合のように、まだ他の活動 자체は開始されていないけれども行おうとしている在留状態にあると認められる場合のことをお聞かせください。

具体的に、行おうとして在留していると言えるかどうか、どのように考えるかということでござりますが、対象となる外国人が本来の在留資格に応じた活動を行わなくなつた経緯などの本来の活動に戻る可能性や、他の活動に向けた準備状況などの他の活動を開始する蓋然性に係る客観的事実を総合的に考慮して、在留の目的が当初の申告内容から変質し、在留資格が形骸化していると言えます。

それで、これお示しの例についてどうかといふことでございますが、いずれにつきましても、個別の事案に応じましてその証拠関係に基づいて判断することになりますので、一般論としての御説明で御容赦いただきたいと思いますが、在留資

格に応じた活動を開始する現実的な見込み、留学の場合は当初の通つていた学校で再び学び続けるかどうかということでございますが、それがどの程度あるかとこと、それから、新たな学校、ここをどのように探そうとしているのか、た

だ考へているだけなのか、その新たな活動、他の活動を開始する現実的な見込みがあるのかと、そのような、どのような準備をされているかといふこと、その準備の期間や内容はどの程度のものであるかなどの様々な実事関係を総合いたしまして、これは、その本来の活動を停止している状態が正当な理由と認められるかどうかを判断していくことになります。

○糸数慶子君 現在、技能の在留資格を持つて調理師として働いている者が、自らの語学能力を發揮したいと考へるようになり、調理師としての仕事を休んで貿易会社等への就職活動を行い始めた、このような場合、新たな第五号の取消し事由に該当するのでしょうか。法務省にお伺いいたしました。

○政府参考人(井上宏君) ただいまのお尋ねも一般的な形での御説明で御容赦いただきたいと思ひますが、この場合には、従来の技能の活動を既に休んでおるということと、次に行おうとしている活動が、技能ではなく別のある技術・人文知識等の新しい、別の在留資格になるということと、そちらの在留資格を得られる具体的な要件を持つてゐるかどうかとか、そのような実事関係などを考慮いたしまして、個別の証拠に基づいて、当初の活動を停止したことに正当な理由があると認められるとあるわけですが、ここで言う代理人の範囲はどこまででしょうか。行政書士や当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができます。

○糸数慶子君 是非、この急速を要するときと判断した事情について、あるいはまたどういうケースがあつたのかということを改めて調査をしていただきたいということを要望いたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

最初に、意見聴取の際の通訳者について、そして二点目に、事前に送付される意見聴取通知書の翻訳文、この二点についてお伺いいたします。

○糸数慶子君 在留資格取消し件数が最も多いのは東京入国管理局でございますが、東京局の取扱いについて申し上げますと、英語、中国語、韓国語及びタガログ語による翻訳した文書を利用しております。また、在留資格が取り消された具体的な事例や、正当な理由を除くに關する判断基準を早急に公表すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

最初に、多言語による広報でございます。在留

しようか。ありましたら、これは何件あつたのでしょうか。その場合、急速を要するときと判断したことについて、具体的に教えていただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

在留資格の取消しの手続に際しましては、意見

聴取の手続の期日を設けまして、そこで弁明をきかんと聞くということになつてございまして、その意見聴取の期日につきましては通知書を送達し

て通知するということになつておるところでござりますが、その例外として、御指摘のように、急速を要するときには通知書に記載すべき事項を口

頭で通知させることができるという規定があるわけござります。

この急速を要するときに当たるとして口頭で通

知した件数については、これ統計を取つておりますが、その数字でお答えできません。た

だ、ここで急速を要するときとはどのような場合

かということにつきましては、例えば、在留資格

取消し手続を始めたが所在不明になつてしまつていた者を摘発先でたまたま発見した場合などが挙げられると思います。

○糸数慶子君 是非、この急速を要するときと判

断した事情について、あるいはまたどういうケー

スがあつたのかということを改めて調査をしてい

ただきたいということを要望いたします。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

最初に、通訳人の関係でございます。意見聴取

に際しまして、当該外国人の日本語理解能力が十分でないなど通訳人を必要と認める場合には、通

訳人を手配することとしております。

次に、通知書の点でございます。意見聴取通知

書の翻訳の取扱いにつきましては、地方局ごとに

取扱いが異なつてゐるのが現状でございます。

○糸数慶子君 本法案が成立した場合、対象とな

る別表一の在留資格を持つ外国籍住民に対する多

言語による周知を行う責任が法務省にはあります。

また、在留資格が取り消された具体的な事例

や、正当な理由を除くに關する判断基準を早急に

公表すべきだというふうに考えますが、いかがで

しょうか。

限定はございませんので、当該外国人を支援してきただけの職員であつても代理人となることができます。

ただし、弁護士以外の者が業として当該外国人の代理人としての活動を行うことは弁護士法七十

二条に抵触するおそれが高いことから、行政書士が代理人として意見聴取に業として参加することは適当でないものとして取り扱つていただけでございます。

○糸数慶子君 在留資格取消しに係る手続において取られる本人への意見聴取の際、多言語対応はどこまで保障されているのでしょうか。具体的に

以下の二点について教えていただきたいと思いま

す。

資格取消し手続につきましては、現在、入国管理局のホームページにおきまして、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語により周知しているところでございまして、引き続き制度の周知を行う取組を行つてまいります。

次に、正当な理由の判断基準の公表に関するお尋ねがございました。正当な理由の有無につきましては、個別具体的な状況に基づいて判断されるものであり、一般的な形で基準を示すことは困難であると考えております。ただし、どのような場合が正当な理由がある場合に該当するかについて広く理解を得ることは重要であり、同様の規定のある第二十二条の四、一項第七号に関しましては、正当な理由がある場合に該当すること等により在留資格の取消しを行わないこととした具体例を既に入国管理局のホームページに掲載しております。

そこで、今後新設される規定等に係る同様な具体例につきましても、同じように掲載することを検討してまいります。

さらに、在留資格が取り消された事例の概要につきましても、委員の御指摘を踏まえまして、今後、入国管理局のホームページで公表することを検討してまいります。

○糸数慶子君 この第五号については、外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると法務省が判断したときは、出国準備期間も与えずに入去強制に付することができます。このふうにあります。

これは第二十二条の四第七項、第二十四条二号の三であります。第六号、活動を継続して三ヶ月以上行わないで在留しているとの場合は、三十日を超えない範囲内での出国準備期間を指定することになっています。

第五号において、なぜこれほどまでに厳しい対応を取ることにしたのか、合理的な説明をお伺いいたします。合理的な説明ができるないのであれば、退去強制の取扱いについては削除すべきではないでしょうか。法務省に伺います。

資格取消し手続につきましては、現在、入国管理局のホームページにおきまして、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語により周知しているところでございまして、引き続き制度の周知を行う取組を行つてまいります。

次に、正当な理由の判断基準の公表に関するお尋ねがございました。正当な理由の有無につきましては、個別具体的な状況に基づいて判断されるものであり、一般的な形で基準を示すことは困難であると考えております。ただし、どのような場合が正当な理由がある場合に該当するかについて広く理解を得ることは重要であり、同様の規定のある第二十二条の四、一項第七号に関しましては、正当な理由がある場合に該当すること等により在留資格の取消しを行わないこととした具体例を既に入国管理局のホームページに掲載しております。

そこで、今後新設される規定等に係る同様な具体例につきましても、同じように掲載することを検討してまいります。

さらにも、委員の御指摘を踏まえまして、今後、入国管理局のホームページで公表することを検討してまいります。

○糸数慶子君 この第五号については、外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると法務省が判断したときは、出国準備期間も与えずに入去強制に付することができます。このふうにあります。

これは第二十二条の四第七項、第二十四条二号の三であります。第六号、活動を継続して三ヶ月以上行かないで在留しているとの場合は、三十日を超えない範囲内での出国準備期間を指定することになっています。

第五号において、なぜこれほどまでに厳しい対応を取ることにしたのか、合理的な説明をお伺いいたします。合理的な説明ができるのであれば、退去強制の取扱いについては削除すべきではないでしょうか。法務省に伺います。

○政府参考人(井上宏君) 御指摘の逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合につきましては、出国猶予期間を付与しないこととしておるわけですが、その理由でございます。

従来の活動場所から逃亡して他の活動に従事しているような者は、入管当局に発見されて在留資格を取り消されても、出国猶予期間内に出国せず再び逃亡して我が国に不法に残留しようとするとそれが高いと言えるわけであります。このような事案に適切に対処できなければ、在留資格を取り消しても結果的に不法残留を許してしまうことになり、適正な在留管理を実現することができません。

そこで、外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、第五号により出国猶予期間を与えることなく取消しを行い、直ちに退去強制に移行できることとしたものでございます。

なお、現行法上も、不正確な手段で上陸許可等を受けた者について在留資格を取り消すときには、直ちに退去強制に移行する仕組みになつております。

○糸数慶子君 この入管法の改正法案は、これはこれまでの質疑の中でも随分出てまいりましたけれども、在留資格「介護」の新設とそれから偽装滞在者対策の強化を図るものであり、やはり偽装滞在者対策の一つに罰則の整備が挙げられております。

○糸数慶子君 この入管法の改正法案は、これはこれまでの質疑の中でも随分出てまいりましたけれども、在留資格「介護」の新設とそれから偽装滞在者対策の強化を図るものであり、やはり偽装滞在者対策の一つに罰則の整備が挙げられております。

これまでの質疑でも明らかになりましたけれども、政府は不法滞在者についても平成二十七年に

は約二十二年ぶりに増加に転じ、平成二十八年も増加したというふうに説明しております。しかし、平成二十七年の不法滞在者数は六万七人で、平成二十八年は六万二千八百十八人であり、二

ク時の平成五年の二十九万八千六百四十六人の約五分の一の程度になつています。また、最少だつた平成二十六年の五万九千六十一人に比べると、

今までの質問いたしましたまとめとしても、この罰則の整備の必要性についても政府から十分な

説明が行われないままに偽装滞在者対策の必要性が強調されているというふうに考えます。こうしたことに対する理由が、その後に難民認定申請を行う場合が多いといふふうに指摘をされておりますが、やはり今回の改正はこうした申請を行う者やその支援者などが罰則の対象となり得る可能性を否定できません。これでは難民認定申請への萎縮効果をもたらすことになります。

出身国での迫害から逃れてきて庇護を希望した者は、短期滞在などの在留資格で上陸許可を受け、その後に難民認定申請を行う場合が多いといふふうに指摘をされておりますが、やはり今回の改正はこうした申請を行う者やその支援者などが罰則の対象となり得る可能性を否定できません。寄せております。

この外人技能実習法及び入管法改正法案に対しては、まだまだ多くの課題が存在するということを強く指摘を申し上げますが、それに対しまして法務大臣の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(金田勝年君) 委員の御指摘を、偽装滞在に対する罰則整備の必要性をお尋ねになつた

こと、それから発見困難な偽装滞在者に対する抑止策が不十分であるということを踏まえまして、これまで質疑が進められてきておるんですけれども、この技能実習が、送り出し国あるいは受入

国両国にとって、あるいは両国民にとって、企業にとってお互いさままでワイン・ワインの関係になればいいだろうなと思うんですが、これまでの

質疑を聞いていますと余りにも不十分さを感じます。

そこで、今回の法改正は、外国人技能実習生の保護が一番の目的と言つても過言ではないと思います。本委員会では、その観点から、賃金や労働

時間、移籍などに関していろいろな質問が行われたところでございますが、まだちょっと質問され

ていないところが少しあると思つてますので、そこについて質問させていただきたいと思いま

す。

そこで、今回の法改正は、外国人技能実習生の保護が一番の目的と言つても過言ではないと思いま

す。

○糸数慶子君 無所属の山口和之でございます。

これまで質疑が進められてきておるんですけれども、この技能実習が、送り出し国あるいは受入

国両国にとって、あるいは両国民にとって、企業にとってお互いさままでワイン・ワインの関係になればいいだろうなと思うんですが、これまでの

質疑を聞いていますと余りにも不十分さを感じます。

そこで、今回の法改正は、外国人技能実習生の保護が一番の目的と言つても過言ではないと思いま

す。

そもそも、強制帰国ということが、技能実習生の意思に反して一方的に技能実習を打ち切つて帰国させるということになりますと、その理由を問わずに許されるものではないとなってしまいます

が、さらに、妊娠、出産、結婚を理由とすることについて考えますと、これは雇用機会均等法上も、事業主は、その雇用する女性労働者に対し、結婚、妊娠、出産を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとされていると承知しているところでございますので、委員御指摘の事情を理由として、監理団体や実習実施機関が技能実習生の意思に反して技能実習を継続させずについを強制する行為は違法なものであり、認められるものではございません。

○山口和之君 旗手参考人のお話では、技能実習生は送り出し機関との間で、「女性の実習生は採用後には妊娠しない事を保証する。」と明記された保証書を交わしております。実習実施機関や監理団体もその存在を十分に承知しているといたします。

そもそも、結婚、妊娠、出産を禁止するような保証書を交わすこと自体は問題ではないのかと思うのですが、どうでしょうか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

結婚、妊娠、出産を解雇理由として予定するようなことは、これは男女雇用機会均等法により禁じられておるところでございますので、このようない違法な契約が交わされていること、特に、その契約に違反した場合の制裁が定められている場合はより重大なことになるわけですが、技能実習が適正に実施されると認められることは認められないこととなります。

○山口和之君 そのような保証書が違法で無効だということですけれども、提出した側は違法かどうか分からぬことも多いし、違法であることを認識していたとしても、自分が約束したことなど書いてあることに従ってしまうということ

になつてしまします。

保証書の実態、内容について、しっかりと調査、把握しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) 入管局の事務の取扱いの現状についての御説明になりますが、入管管理局では、技能実習生の受け入れに係る申請におきまして、技能実習生と送り出し機関や実習実施機関との間に締結された技能実習の実施に係る書面の写しの提出を求め、また、必要に応じて、技能実習生の入国後に実地調査において技能実習生本人から事情聴取するなどして、送り出し機関や実習実施機関が不適正な取決めをしていないかどうかを確認しているところでございます。

これらの過程で不正な行為を行う機関であることが判明すれば、それは当該機関に係る技能実習生の受け入れは認めないこととする等の対応を行つてあるところでございます。

○山口和之君 確認できていないからこういうことが起きているわけなので、確認しておりますと

言われても、こういうもの、結構大事なところで、手帳にいろんなことが書いてあって、それも、サインしてそこに書かれたらそれを守らざるを得ないということになつてしまつますので、幾ら立派な法改正をしても、そこが適切に運用されなければ技能実習生の保護を図ることはなかなかできないのではないかなどと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

結婚、妊娠、出産を解雇理由として予定するようなことは、これは男女雇用機会均等法により禁じられておるところでございますので、このようない違法な契約が交わされていること、特に、その契約に違反した場合の制裁が定められている場合はより重大なことになるわけですが、技能実習が適正に実施されると認められることは認められないこととなります。

○山口和之君 そのような保証書が違法で無効だということですけれども、提出した側は違法かどうか分からぬことも多いし、違法であることを認識していたとしても、自分が約束したことなどを書いてあることに従ってしまうということ

平成二十二年に改正されました出入国管理及び難民認定法によりまして、雇用契約を締結している外国人技能実習生は入国一年目から労働基準法上の労働者として労働基準関係法令の適用を受けることになります。

したがいまして、外国人技能実習生は、労働基準法第六十五条、産前産後休業の適用を受けるものでございます。

○山口和之君 では、外国人技能実習生も育児・介護休業法の適用があるのか、育児休業が取れるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(吉本明子君) 育児・介護休業法上の労働者とは、労働基準法第九条に規定する労働者と同義であるというふうに解釈をしているところでございます。

したがいまして、先ほど述べましたとおりでござりますが、外国人技能実習生は労働基準関係法令の適用を受けていますので、育児・介護休業法も適用されるものでございます。

○山口和之君 技能実習生は期間を定めて雇用される者というふうになると思われますが、育児・介護休業法では、有期雇用者が育児休業をすることができるのは二つの条件をクリアした場合に限られます。技能実習生はどのようにして生活していくのか。例えば、二〇一四年七月十八日の最高裁判決によれば、永住外国人について、外国人は生活保護法の適用対象ではないとのことで、技能実習生が生活保護を受けるのも難しいと思います。

技能実習を継続できるようにサポートするような制度、育児休業中の外国人技能実習生への経済的な保護はあるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(大西康之君) 我が国では、育児休業に關しましては、雇用保険法に基づきまして育児休業給付というのがございます。外国人技能実習生につきましても、この育児休業の開始前に雇用保険の被保険者期間の要件を満たしておられます。

しかし、出産をした技能実習生の中にはこの要件を満たすことができない人も出てきますね。これは日本にいらっしゃる方、日本の国民もまさにそうですが、外国から来られて実習しているわけですから、育児休業開始から六ヶ月の間は休業ですけれども、そういう実習生はどのように保護されるのでしょうか。

○政府参考人(吉本明子君) お答え申し上げます。

育児・介護休業法上の取扱いについて御説明申しあげます。

いわゆる有期契約労働者につきましては、その

取得要件を育介法上定めておりまして、先般三月に改正されました改正法によりまして一定の緩和を行つたところでございます。それにつきましては来年一月から施行されるものでございますが、

その要件と申しますのが、ただいまお話をあらじたおり、二つの要件、同一の事業主に引き続き一年以上雇用されていること、また二つ目といつたとおり、二つの要件、同一の事業主に引き続きしまして、子が一歳六ヶ月になる日の前日までに労働契約の期間が満了することが明らかでないとあります。

○山口和之君 つまり、二つの要件を満たせば、外国人技能実習生の方でありますても育児休業を取得することができるところでございます。

この要件を満たせば、外国人技能実習生の方でありますても育児休業を取得することができるところでございます。

○山口和之君 要件を満たさない人は受給されないわけなんですが、どうやつて保護されるんだろ

うなということなんですが、育児休業の場合、ノーワーク・ノーペイということで無給が原則であります。

技能実習生はどのようにして生活していくのか。例えば、二〇一四年七月十八日の最高裁判決によれば、永住外国人について、外国人は生活保護法の適用対象ではないとのことで、技能実習生が生活保護を受けるのも難しいと思います。

技能実習を継続できるようにサポートするような制度、育児休業中の外国人技能実習生への経済的な保護はあるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(大西康之君) 我が国では、育児休業に關しましては、雇用保険法に基づきまして育児休業給付というのがございます。外国人技能実習生につきましても、この育児休業の開始前に雇用保険の被保険者期間の要件を満たしておられます。

この場合、育児休業開始から六ヶ月の間は休業開始前賃金の六七% それ以降は五〇%が給付されるということになつております。

○山口和之君 保護されるんですねけれども、そこから逸脱すると保護されないわけなんですね。そうすると、先ほどの保証書に戻りますけれども、女性の実習生は採用後には妊娠しないことを保証するという保証書に代わってこれから出でてくる

日本の介護がしつかり価値を生んで、そして働いている方が働きがいを持つてしつかりとその価値に見合う収入を得るというような好循環を是非つくっていただきたいと思います。それでなければこの介護実習の意味はないと思っておりますので、是非そのように、法務省それから厚生労働省一体となつて頑張つていただきたい、また経済産業省も含めて頑張つていただきたいなと思います。

時間が大分余りましたけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(秋野公造君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、外国人技能実習法案、入管法改正案の両案に反対の討論を行います。

外国人技能実習制度の実態が出稼ぎ労働であることは、当委員会の視察でも明らかになりました。ところが、あくまで建前は技能移転による国際貢献とされ、技能実習生の軽籍の自由が認められていないことに付け込んで、様々な名目で眞面目に働く実習生を食い物にする悪質なプローカーが横行しています。

本法案は、制度の適正化と言ひながら、この構造的矛盾を解決しないまま制度を拡大しようとすらです。それが本法案に反対する最大の理由であります。新機構は、この矛盾を解決できるものではありません。

技能実習制度を悪用して不正な収益を得る送り出し機関、監理業務を自らは行わず、監理費などを名目に法外な天引きをするなどの不正な監理団体、それらの受け入れ機関を隠れみのにするプローカーを排除するために、監理業務の委託は全面禁止すべきです。少なくとも、當利目的の株式会社などへの委託や、そこからの監理人材受け入れは厳

しく禁止されなければなりません。入国管理局、労基署、そして新機構がこの構造に切り込めるのが、そこが問われています。

入管法改正案は、増加する技能実習生の失踪などを理由に、在留資格の取消しと強制退去事由、度の構造的矛盾を放置したまま、その責任を技能罰則を拡大しています。これは構成要件が曖昧で、濫用のおそれが否定できません。技能実習制度の構成的矛盾を放置したまま、その責任を技能実習生のみに負わせて国外退去など、何の道理もあります。

新たに創設される在留資格「介護」についても懸念が示されています。既にEPA候補者に対する国家試験では、試験時間一・五倍、全ての漢字に振り仮名を付記するなどの配慮がなされていますが、その下で、国家試験に合格した後、日本語の壁に改めて苦労するEPA介護者が後を絶ちません。そうした行き過ぎた配慮を在留資格「介護」に持ち込むべきではありません。国家資格の信頼性が問われかねず、結局、介護現場に負担が押し付けられることになるからであります。

こうした下で、技能実習の職種に介護を追加する政府方針は許されません。技能実習生の日本語能力について、日本語教育の専門家からは、日本語能力試験は読む、聞くという理解能力は測定しているが、書く、話すという產出能力は測定しないまま、技能実習の職種に介護を追加することは、介護サービスの質の低下や新たなトラブルの可能性が大きいのです。介護報酬や配置基準への算入は断じて行つてはなりません。

○糸数慶子君 私は、沖縄の風を代表して、外国人技能実習法案及び入管法改正案の両法案に反対の立場から討論を行います。

○糸数慶子君 私は、沖縄の風を代表して、外国人技能実習制度は、国際貢献のため技能等の移転を図る制度です。この点は政府から繰り返し答弁されてきましたが、同制度に対しても、長

時間労働、賃金不払などの労働関係法令違反の問題、実習実施機関等による人権侵害行為の問題、保証金の徴収の問題、技能実習生に対する強制帰国問題など、数多くの問題点が内外から指摘されております。国際貢献の名の下に外国人の技能実習生が安価な労働力として扱われてきたという実情は、本委員会においても多くの委員が指摘してきたところであります。

政府は、外国人技能実習法案を外国人技能実習制度の適正化を図るものであると説明し、法案には、技能実習計画の認定制及び監理団体の許可制が新たに設けられ、技能実習生に対する人権侵害行為についての禁止規定や外国人技能実習機構の設立に係る規定などが整備されております。

しかし、委員会における審査において、保証金の徴収、強制帰国などの問題への政府の対応を確認したところ、それらの答弁には、これらの問題の解決に向けた積極的な姿勢が示されておりません。保証金を徴収する送り出し機関への規制が不十分であるとともに、現行制度においても、強制帰国の実態があるにもかかわらず、法案は強制帰國も想定して規定されていないことなどを踏まえれば、技能実習生が直面する様々な問題を根本的に解決するものではありません。

以上の指摘は、それぞれの法案に対する反対理由の一例です。外国人技能実習法案及び入管法改正案に対してはまだ多くの課題が存在するといふことを強く申し上げ、私の反対討論といったします。

○委員長(秋野公造君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

次に、入管法改正法案は、在留資格「介護」の新設と偽装滞在者対策の一つに罰則の整備が挙げられています。

先ほども申し上げましたが、政府は、不法残留者数について、平成二十七年に約二十二年ぶりに増加に転じ、平成二十八年も増加したと説明してきました。

○真山勇一君 私は、ただいま可決されました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保

六万七人、平成二十八年は六万二千八百十八人であり、ピーク時の平成五年の二十九万八千六百四十六人の約五分の一程度です。また、最少だった平成二十六年の五万九千六十一人と比べても、平成二十八年の不法残留者数の増加は僅かです。罰則の整備の必要性について政府から十分な説明が行われないまま、偽装滞在者対策の必要性が強調されていると考えます。

また、罰則のうち、第七十条第一項第二号の二の偽りその他の不正の手段によりという構成要件に対しては、曖昧であるため、難民支援者から懸念が寄せられています。出身国での迫害から逃れてきた庇護希望者は、滞在期間、短期滞在などの在留資格で上陸許可を受け、その後に難民認定申請を行う場合が多いと指摘されていますが、今回の改正は、こうした申請を行う者やその支援者などが罰則の対象となり得る可能性を否定できません。これでは、難民認定申請への萎縮効果をもたらします。

以上の指摘は、それぞれの法案に対する反対理由の一例です。外国人技能実習法案及び入管法改正案に対してはまだ多くの課題が存在するといふことを強く申し上げ、私の反対討論といったします。

○委員長(秋野公造君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

まず、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(秋野公造君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、真山勇一君から発言を求められておりますので、これを許します。真山勇一君。

○真山勇一君 私は、ただいま可決されました外

護に関する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党及び日本維新の会の各派並びに各派に属しない議員山口和之君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能

実習生の保護に関する法律案に対する附

帯決議（案）

政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 政府は、技能実習制度が我が国の有する技能等を発展途上国等へ移転するという国際貢献を本旨とする制度であることを十分認識し、本法第三条第二項に規定する基本理念に従つて、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として悪用されないよう本法を厳格に執行すること。

二 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。

1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの説明責任を課すとともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその報酬等も向上するよう、第一号技能実習生及び第二号技能実習生の予定賃金については、それぞれ当該技能実習生の第一号技能実習及び第二号技能実習における賃金を上回るように指導すること。

2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の実態把握にも努めるとともに、本法第七条第二項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないよ

う留意すべき旨を定めること。

3 政府は、労働時間の実態を把握するため、技能実習生の労働時間に関する調査を実施するとともに、長時間労働の是正に向けた措置を講ずること。また、本法第七条

第二項の基本方針において、違法な時間外労働など労働時間に係る労働法令違反が行われることがないよう定めること。

4 政府は、長時間労働により過労死が疑われる死亡事案が発生した場合において、国外に居住する遺族による労災申請を円滑に行なうことが可能となるよう、遺族への必要な支援を行うこと。

5 政府は、技能実習生が負担する食費及び居住費その他強制・半強制的に徴収される手数料等の把握に努めるとともに、本法第七条第二項の基本方針において、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇について日本人と不当地差別されることのないようにする等、技能実習生の権利が確実に保護され、適正な技能実習が行われることを定めること。

6 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性ある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1の内容並びに2、3及び5の基本方針にのっとった割増賃金等の報酬の支払の実績、残業時間を含む総実労働時間の実情その他技能実習生を巡る待遇の状況を、帳簿類の点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの意見の聴取など、実態を的確に把握できること。

7 外国人技能実習機構は、本法を含め、出

を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県労働局等に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも視野に、厳格な指導監督に努めること。

8 政府は、本法第七条第二項の基本方針において、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることのないよう留意すべきこと、技能実習計画の実施途中で技能実習を中止して帰国する場合については、原則、事前に届け出ることを定めること。また、外国人技能実習機構は、基本方針に基づき、実習実施者及び監理団体に対する指導・監督を徹底すること。

三 政府は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、速やかに、実習の実施に関する責任者及び監理責任者が受講すべき出入国又は労働に関する法令等の知識の向上を図るために講習を整備し、その受講を義務化すること。

四 技能実習生の実習先の変更について、本法の目的の達成及び技能実習生の人権保障の観点から、以下の取組を行うこと。

1 外国人技能実習機構は、実習先の変更を求める技能実習生からの相談に丁寧に応じ、2の基本方針の内容を踏まえ、変更する実習先に関する情報の提供などの適切な支援により円滑な実習先の変更を図り、技能実習生がその意向に反して帰国を余儀なくされる事態が生じることのないように努めること。

2 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めることとする旨を定めること。

五 二国間取決めに違反する行為が認められた場合、当該送出機関に係る技能実習計画について、新たな申請に対する認定をしないことや、事案によつては既に認定された技能実習計画の認定の取消しを行なうこと。

六 帰国後の技能実習生が、技能実習によって得られた知識や技術をいかして送出国の発展に貢献できるよう、技能実習生に対するフォローアップ調査について、その充実を図つた上で今後も毎年行うとともに、回答の回収率及び送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方策を講ずること。

七 政府は、外国人技能実習機構が適正な運営のために専門性を有した職員を確保できるよう、必要な支援及び財政上の措置を講ずること。

と。また、同機構に対し、毎年一回、その業務に関する報告を求めるとともに、その報告を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表するよう努めること。

八 第三号技能実習生の受け入れが可能となる実習実施者及び監理団体については、出入国又は労働に関する法令等の違反事例がないなど真に優良と認められる実習実施者及び監理団体に限定することとなる基準を主務省令等において厳格に定めること。また、優良な実習実施者及び監理団体については、その適正な運用を確保するため、その要件が満たされていいるかを定期的に確認し、要件が満たされない場合にはその見直しを行うこと。

九 技能実習制度の対象職種の追加又は削減を行ふに当たっては、以下の取組を行うこと。
1 政府及び技能実習評価試験の整備に関する専門家会議は、単純作業ではないこと、技能実習生の送出国のニーズに合致することと、一定水準以上の技能等を修得したことと、公的に評価できることという現行の第二号技能実習生の送出国のニーズに合致することを踏まえて判断すること。

2 政府は、意見公募手続など国民に広く意見を募った上で第二号技能実習に移行することができる職種の追加又は削減を実施すること。

以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(秋野公造君) ただいま真山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。(賛成者挙手)

○委員長(秋野公造君) 多数と認めます。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。

○真山勇一君 私は、ただいま可決されました出入口管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党及び日本維新の会の各派並びに各派に属しない議員山口和之君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 「正当な理由」を限別的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項第五号が不当に適用されることがないよう、十分に留意すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に對して、同号が不当に適用されることがないよう、技能実習の実情等を十分に調査するなど慎重な運用を行ふこと。

二 対象職種への介護の追加は、国内の人材の質を担保するため、以下の措置を講ずること。
1 不足を補うために実施するものではなく、

あくまで送出国側のニーズに応じた国際貢献であることに鑑み、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめ示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として示された具体的な対応の在り方に沿った

で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として示された具体的な対応の在り方に沿った

ます。金田法務大臣。

○國務大臣(金田勝年君) ただいま可決されました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(秋野公造君) 次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(秋野公造君) 多数と認めます。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。

○真山勇一君 私は、ただいま可決されました出

入国・在留手続の適正な支援業務に不當な介

慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

六 同法第七十四条の六の運用に当たっては、

入国・在留手続の適正な支援業務に不當な介

慮による保護対象の明確化など難民認定に

係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

七 新たな在留資格「介護」の創設について

は、介護人材として中・長期に日本に滞在

し、能力を發揮する外国人介護労働者が増加

する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生

活上の問題への対応など、日本語能力の向上

を含めて、地域における職業上、生活上の支

援が確実に行われるよう、政府は関係機関と

連携して必要な施策を講ずること。

八 本法の施行後三年を目途として、この法律

の施行の状況を踏まえ、必要があると認める

ときは、検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずること。

九 今後の外国人労働者の受け入れの在り方につ

いて、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合

的な検討を速やかに進めること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いをいたしま

す。

○委員長(秋野公造君) ただいま真山君から提出

された附帯決議案は多數をもつて本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金田法務大臣から発言

を求めておりますので、この際、これを許し

ます。

三 同法第二十二条の四第二項に基づいて意見を聽取する際には、意見を聽取する入国審査官は、在留資格の取消しの対象とされる外国人に及ぼす影響の大きさを十分に考慮するとともに、その外国人の置かれた生活実態等に配慮して、聴取の期日及び場所を定め、通訳の配置等を行うこと。

四 同法第七十条第一項第二号の二の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めるなどを躊躇せないよう、留意すること。

五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配

慮による保護対象の明確化など難民認定に

係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

六 同法第七十四条の六の運用に当たっては、

入国・在留手続の適正な支援業務に不當な介

慮による保護対象の明確化など難民認定に

係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

七 新たな在留資格「介護」の創設について

は、介護人材として中・長期に日本に滞在

し、能力を發揮する外国人介護労働者が増加

する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生

活上の問題への対応など、日本語能力の向上

を含めて、地域における職業上、生活上の支

援が確実に行われるよう、政府は関係機関と

連携して必要な施策を講ずること。

八 本法の施行後三年を目途として、この法律

の施行の状況を踏まえ、必要があると認める

ときは、検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずること。

九 今後の外国人労働者の受け入れの在り方につ

いて、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合

的な検討を速やかに進めること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いをいたしま

す。

○委員長(秋野公造君) ただいま真山君から提出

された附帯決議案は多數をもつて本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金田法務大臣から発言

を求めておりますので、この際、これを許し

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋野公造君) 全会一致と認めます。よつて、真山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、金田法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金田法務大臣。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま可決されました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(秋野公造君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会

平成二十八年十二月一日印刷

平成二十八年十二月一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

C